

## 社会主義者鎮圧法下のメディア環境と 社会主義大衆機関紙の起源

——一八八六年『バイエルン人民の声』を例に——

佐藤卓己

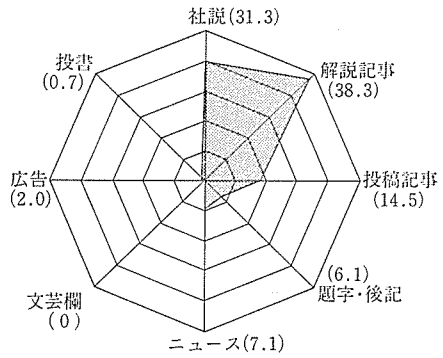
【要約】一八七八年ビスマルクにより導入された社会主義者鎮圧法の下、SPDが被った発禁は定期刊行物延べ百五十五、不定期刊行物約一千二百に達した。出版の自由に対する「例外法」として編まれた社会主義者鎮圧法は、しかし一方で「宣伝政党」シテムへの新聞メディアの組み込みを促進する結果を齎した。鎮圧法廃案までにSPDは約六十紙を擁する機関紙網を確立し、その購読者数は増大を続けた。このパラドックスは、外国で印刷された非合法中央機関紙『社会民主主義者』と鋳を削った国内発行の合法「無色」地域新聞の普及によって生み出されたと言える。本稿は中央機関紙と地域機関紙の関係を、G・フォン・フォルマーとL・フィアエックという二人の宣伝的人間の比較考察を通じて明らかにする。一八八六年フォルマーの発行した『バイエルン人民の声』の分析から、鎮圧法期に党機関紙が「啓蒙メディア」から「宣伝メディア」へ構造転換した過程が跡付けられよう。

史林 七三巻二号 一九九〇年三月

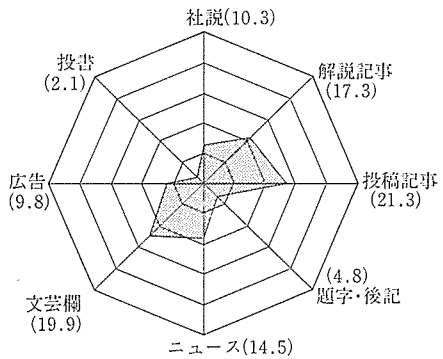
### はじめに

一八九一年元旦午後五時、ベルリン。読書サークル「カール・マルクス」の男女合同集会が開催された。「行く年来る年・回顧と展望」と題する公演、討論の後、ピアノの伴奏でダンスが行なわれるとの広告が同日付けのドイツ社会民主党（一八九〇年までの正式な略称はSAPDであるが、統一的に以下SPDと略記）中央機関紙『前進』<sup>1)</sup>の創刊号に見える。「行く

グラフ① ライプツヒ『前進』最終号  
(127号, 1878年10月27日)



グラフ② ベルリン『前進』創刊号  
(1号, 1891年1月1日)



注) 「解説記事」は30コラム行以上とし、以下のものは、ニュースに分類した。

千部で低迷したライプツヒ『前進』と、一九二二年には十六万五千五百部に達するベルリン『前進』は、全く異なるメディアであった。

試みに、十二年間を隔てた二者の紙面構成を比較してみよう。グラフ①はライプツヒ『前進』最終号全紙面(全四頁・記事三十一+広告四)、グラフ②はベルリン『前進』創刊号(全十頁・記事七十五+広告六十一)をコラム・インチで量り、記事スタイルごとに内訳を示したものである。「解説記事」「社説」「投稿記事」のベスト三で紙面の八四・三%を占める七八年『前進』と、「ニュース」「文芸欄」「広告」で四四・二%に達する九一年『前進』の間には確かに断絶がある。

一言でいえば市民的政治新聞と大衆的政党機関紙との違いである。それは又「参加型ニコミ」と「享受型マスコミ」、

年」で十二年間に及んだ社会主義者鎮圧法の廃案が回顧され、「来る年」に合法化された運動の組織化が展望されたであろう。このベルリン発行『前進』のタイトルは、鎮圧法発効直後に禁止されたライプツヒ発行の中央機関紙『前進』の伝統を名実ともに継承すべく、合法化直後のハレ党大会で決定された。②だが、タイトルの継承にも関わらず、一八七八年に発行部数五

あるいは「啓蒙のメディア」と「宣伝のメディア」の差異と換言してもよい。この間に、マクルーハン言うところの「熱いメディア」<sup>④</sup> 新聞の成熟過程を見ることが出来る。その臨界点で、SPDがこのメディアの力学を如何に把握し展開していったか、本稿はそれを問題とする。

「民衆」<sup>フョルクス</sup>を語って、なお大衆的でないメディア観を、取り敢えず『ライン新聞』<sup>ライン・ニヒツ・ツァイトゥング</sup>編集長K・マルクスの一八四三年元旦の論説に聞こう。

「新聞とは生活活動同様、絶えず生成して行き、果てしのないものだ。新聞は民衆の中に生き、その喜怒哀楽のすべてを誠実に共感する。希望、或は恐怖をもって受け取る事柄を新聞は声高に告げ知らせ、この瞬間において心情と思想が赴く処に従い、激情にまかせて判断するものだ。だが新聞は、今日報道した事実と判断の中にある誤りを明日になれば訂正するだろう。新聞とは、本来の意味での自然発生的な政治なのだ。」<sup>⑤</sup>

こうした新聞崇拜は、彼が「言論自由の国」イギリスで活動した為、生涯さほど修正の必要を迫られなかったと言う。マルクスが死んだ一八八三年、アメリカではピュリッツァーが『ニューヨーク・ワールド』を買収しイエロー・ジャーナリズム時代が到来した。<sup>⑦</sup> 同じ年ドイツでも『ベルリン地域広告新聞』<sup>ベルリン・ロカール・アツァイトゥング</sup>の創刊をもってマスメディア元年が明ける。啓蒙の薫り漂うマルクス以来のメディア観が、カウツキー唱える以下の如き「宣伝メディア」観へ転換し、それによって初めて、SPDは大衆政治の中に確かな地歩を占めることが出来た。

「大半のプロレタリアートにとって今日なお、新聞こそ彼が世の出来事から知識を形成する唯一の源泉である。プロレタリアートが新聞で見ないものは、彼の頭の中には存在しない。つまり、新聞で見たものを彼は信じきって鵜呑みにし、それを制御することなど到底出来ないのだ。」<sup>⑧</sup>

このメディア観の文脈に立って、一九〇三年『新時代』<sup>ノイニヒツァイト</sup>巻頭の発言を聞こう。

「我々は第一に、今なお宣伝政党であることを決して忘れてはならない。我々の実践上の最重要課題は今日未だ権力

の問題よりむしろ、国民大衆の征服である。」<sup>⑨</sup>

こうした「宣伝政党」のメディア観の成立においてこそ、一八七八年は決定的な意味をもった。この年の十月二一日、ビスマルクは『公安を害する恐れのある社会民主主義の活動鎮圧法』、通常「社会主義者鎮圧法」と略称される法律を二年半の時限立法として発効させた。<sup>⑩</sup>その後、四度に及ぶ期限延長を経て一八九〇年十月一日まで十二年間に及ぶ「社会主義者鎮圧法時代」はその後のドイツ社会民主党の歴史を決定的に規定したとされている。「社会主義者鎮圧法の時代はSPDによるマルクス主義教理の受容の時代であった。そして同法が廃された時、党は一八九一年のエルフルト党大会でこの教理に見合う綱領を打ち出した」とは、往時は亡命中央機関紙『社会民主主義者』編集長としてマルクス主義普及の最大の貢献者であるE・ベルンシュタインの著『セクトから政党へ』での回想である。またG・ロートは「SPDのサブカルチャー」を語る中でマルクス主義を捉え「もし社会主義者鎮圧法がなかったなら、マルクス主義は強力なイデオロギー上の競争相手を持ったであろう」と逆説的に、鎮圧法とマルクス主義を結びつけた。あるいは、その後のSPD発展の「トラウマ」として、つまり、鎮圧法体験が国家内疎外の「陣営心理」をSPD支持者に植え込んだとされ、それこそ同党をワイマール共和国期に至るまで規定した外部状況への受動性の要因とされてきた。<sup>⑪</sup>一方でまた「ドイツ労働運動の英雄時代」<sup>⑫</sup>の叙述は今なお盛んである。

もつとも、社会主義者鎮圧法の運動全体への効果・影響を直接論じる紙幅はここには無い。ただ、従来の研究が革命的・マルクス主義的機関紙『社会民主主義者』とその非合法配達組織である「赤色野戦郵便」<sup>⑬</sup>の活躍に焦点を絞り、急進左派による党組織の再建の指導権、ひいては党内におけるマルクス主義の浸透の過大評価に陥っていることへの反省から、本稿では合法地域紙の分析を通じて例外法の意味の再検討を試みたい。

以下、第一章で社会主義者鎮圧法にいたるメディア環境を考察し、第二章ではSPD新聞政策上での中央機関紙と地域新聞の関係を、革命的左派フォルマーと改良的右派フィアエックの対比の中で概観し、第三章ではケース・スタディとし

て地域新聞『バイエルン・フォルクスツェイト』と中央機関紙『社会民主主義者』との内容を比較分析して、最後に鎮圧法とSPD機関紙大衆化の関係を論究したい。

- ① “Vorwärts, Berliner Volksblatt: Zentralorgan der sozialdemokratischen Partei Deutschlands”, Nr. 1, 1. 1. 1891.
- ② K. H. Gensch, *Vorwärts, Central-Organ der Sozialdemokratie Deutschlands*, Leipzig, 1977, S. 8.
- ③ D. Fricke, *Handbuch zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung 1869 bis 1917*, Bd. 1, Berlin (O) 1987, S. 519, 559.
- ④ M. McInhan, *Understanding Media: The Extensions of Man*, New York 1964, p. 36 f. M. ヤンソン (栗原裕・河本伸聖訳) 『メディア論』マサチューセツツ書房一八八七年、二三—二四頁。
- ⑤ K. Marx/F. Engels, *Werke*, Bd. 1, Berlin 1957, S. 153, (以下“MEW”と略) 邦訳『マルクス＝エンゲルス全集』大月書店一九五九、第一巻、一七—八頁。
- ⑥ J. Loreck, *Wie man früher Sozialdemokrat wurde: Das Konsumtionsverhalten in der deutschen Arbeiterbewegung und die Konzeption der sozialistischen Parteipublizistik durch August Bebel*, Bonn-Bad Godesberg, 1978, S. 44. ヤンソンの新聞雑誌注釋にこの点、Frankfurt a. M. 1928, S. 13. \*参照。
- ⑦ H. A. Munster, *Die moderne Presse*, Bd. 1, Bad Drenznach 1955, S. 219.
- ⑧ Dang, op. cit., S. 12. \*引用。
- ⑨ K. Kaustsky, *Nachklang zum Parteitag*, in: “Die Neue Zeit” Jg. 22, 1903 Bd. 1, S. 1.
- ⑩ 「宣伝政党」のSPDについては、拙稿「宣伝政党・ドイツ社会民主党と風刺漫画雑誌『真相』『史料』七十巻一号(一九八七)を参照。鎮圧法を扱った個別論文は西尾孝明「社会主義者鎮圧法の制定過程」田口・田中、西尾編『現代民主主義の諸問題』お茶の水書房、一九八二。同「社会主義者鎮圧法の制定に向けて」中央大学『法学新報』第八七巻第三四号、また鎮圧法下のSPDに關しては飯田収治「ドイツ社会民主党の帝國議會対策：一八八七—一八九〇年の時期を中心として」『西洋史学』六四号(一九六五)、木村真樹夫「ゴスマルクと社会主義者鎮圧法」『村岡哲先生喜寿記念・近代ヨーロッパ史論集』太陽出版、一九八九年七月。
- ⑪ E. Bernstein, *Von der Sehle zur Partei*, Jena 1911, S. 27.
- ⑫ G. Roth, *The Social Democrats in Imperial Germany, A Study in Working-Class Isolation and National Integration*, Totowa, N. J. 1963, p. 171.
- ⑬ “Der Wahre Jacob. Jubiläumsschrift: Das Sozialistengesetz 1878”, Berlin 1928, S. 2.
- ⑭ P. v. Rüden, Anmerkungen zur Kulturgeschichte der deutschen Arbeiterbewegung vor dem Ersten Weltkrieg, in: ders. (Hrsg.) *Beiträge zur Kulturgeschichte der deutschen Arbeiterbewegung 1848-1918*, Frankfurt a. M. 1981, S. 24.
- ⑮ 安世舟『ドイツ社会民主党史序説』お茶の水書房、一九七三(一)頁。
- ⑯ F. Mehring, *Geschichte der deutschen Sozialdemokratie*, Bd. 2, Berlin(O) 1960, S. 509. 足利・平井・林、野村訳『ドイツ社会民主主義史』(下)シネルヴァ書房、一九六九、三九五頁。

⑧ 主な研究として、F. Rospiech, *Julius Möller, der "rote Feldpostmeister"*, Esslingen 1977, K. A. Hellauer, *Die deutsche Sozialdemokratie während des Sozialistengesetzes 1878-1890: Ein Beitrag zur Geschichte ihrer illegalen Organisations- und Agitationsformen*, Berlin (O) 1958, E. Engelberg, *Revolutionäre Politik und Rote Feldpost 1878-1890*, Berlin (O) 1959.

⑨ イデオロギー面では既にシュタインヘルクによる研究がある。H. J. Seimberg, *Sozialismus und deutsche Sozialdemokratie: Zur Ideologie der Partei vor dem 1. Weltkrieg*, Hannover 1967, S. 25-40. 時永 堀川訳『社会主義とドイツ社会民主党』御茶の水書房、一九八三、三一—六四頁。

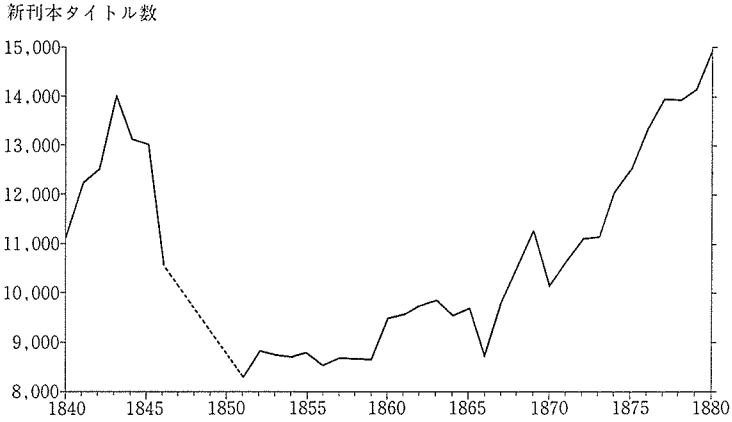
## 第一章 メディア環境としての社会主義者鎮圧法時代

### ——七四年帝国出版法と七八年「例外法」——

「マスメディアは工業生産力の上昇と直接比例した関係で拡大する」と云う一般法則はドイツの近代化を見る限り、無条件では適用出来ない。グラフ③を見れば明らかのように、ドイツ国内の出版活動が三月前期四四年の水準に回復したのは、七八年社会主義者鎮圧法発効の年である。つまり、「政治状況はコミュニケーション過程の関数である」②以上に、メディアの発展は政治状況に依存していた。それ故、七十年代後半からの出版物のドラスティックな増加は、言論弾圧として印象づけられてきた七四年帝国出版法、七八年社会主義者鎮圧法と続く時代のメディア環境の再検討を促さずにはおかない。紙面の制約上ここではSPDの発展がメディア環境の変動に対応することを示すに留め、より立ち入ったメディア史は別稿にゆずることとする。

メディア史の観点からは、労働者と新聞読書を論じる前提として六〇年代から始まる廉価な石油ランプの普及を指摘する見解もある。確かに六三年ラッサール派、六九年アイゼナツハ派の成立は、ランプの灯で労働時間外の読書が可能となり始めた時代であった。また、七一年の統一ドイツ帝国の成立の意味を、統一的郵便・通信制度の誕生と位置付ける必要もあろう。同年十月二八日の帝国郵便法は郵便強制制度を定め、二マイル圏を越える政治新聞の頒布には郵便の利用を義務付けたが、これが情報の流通に及ぼした影響は公定料金による配送の低コスト化であり、全ドイツ的な政治運動の統合

グラフ③ 『ドイツ連邦（帝国）内の新刊本タイトル数の変動』



出典) I. Rarisch の統計を L. Winckler, *Autor-Markt-Publikum*, Berlin 1986, S. 26 より引用。

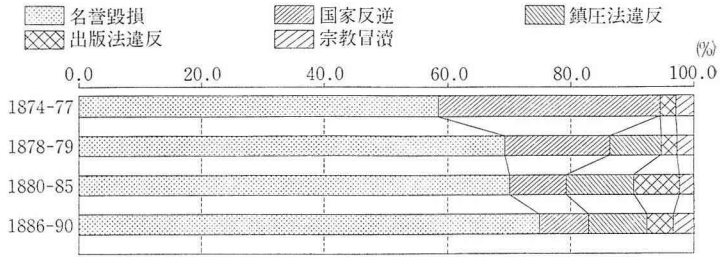
挫折した市民革命である四八年革命の数少ない成果の一つは五〇年プロイセン憲法第二七条規定の「出版の自由」、つま

の新聞政策から議論を進めねばならない。

にとってもプラスであった。G・タルドは『世論と群集』（一九〇一年）において「印刷、鉄道、電信という互いに相補的な三つの発明が結合して、新聞という恐るべき威力が成立した」と論じたが、ドイツではこの革新が七十年代に開花した。ドイツで輪転機が実用化されたのは七八年鎮圧法実施の年であった。生産コストから見れば、七二年に発明された亜硫酸バルブ生産法が七九年に工業化され、新聞原紙の価格は七六年から八六年の十年間で半額となった。また鉄道網の発展は、四八年の輸送コストを八十年にはその三分の一に減少させている。電信については、四九年ヴォルフ通信社設立以後も電報の利用は六十年代までもっぱら相場情報であったが、七十年ロイター、アヴォスとの独英仏三通信社による通信契約成立を契機として一般ニュースの電報利用が一般化し、情報伝達速度アップが日刊新聞の需要を増大させた。

こうしたメディア環境の変動はSPDの運動にも多大な変化をもたらしたが、従来のSPD史研究が狭義の階級闘争史の枠で進められた為、メディア環境との関連については殆ど関心が寄せられなかった。それ故ここでは、鎮圧法時代のSPD新聞研究の前提としてビスマル

グラフ④ 出版違反の内訳



出典) Wetzel, *op. cit.*, S. 303.

「差押え」条項が問題となる。

第二十三条

「以下の場合に限り、裁判官の命令によらずして、出版物の差押えをなすことを得。①出版物が第六条

り検閲制廃止であった。しかし、言論統制の三Cと呼ばれる検閲 Censur、許可制度 Con-  
 cession、保証金 Caution の内、許可制と保証金は七四年帝国出版法まで存続した<sup>⑩</sup>。それ  
 にしても、ドイツ自由主義の最後の砦ともいえるこの帝国出版法にSPD史研究書の多  
 くが論及しないのは、メーリング以来の伝統であろう<sup>⑪</sup>。メーリングは七三年にビスマル  
 クによって企画され、国民自由党・進歩党などの多数派によって廃案となった帝国出版  
 法政府案第二十条を引合いに出し、SPDに対する最初の「例外法」の試みと呼んでい  
 る<sup>⑬</sup>。殊更に廃案となった条文だけを取り上げて成立した七四年帝国出版法の内容に触れ  
 ないメーリング流の叙述は、メディア環境の現実理解をミスリードしてきたと言えよう。  
 それでは、実際に成立した七四年帝国出版法は、ビスマルクの意図に沿った弾圧立法で  
 あったろうか。グラフ④は七四年帝国出版法成立から九〇年社会主義者鎮圧法廃案まで  
 の各時期の違法出版事件の罪状別の比率を示している。各時期で多少の変動はあるもの  
 の、帝国出版法違反で起訴されたものは、七十年代の二・五%、最高でも八十年代前半  
 の七・六%であり、起訴の八割から九割は七一年帝国刑法に基づくものであった。つま  
 り、帝国出版法自体は新聞に対する直接の弾圧手段ではない。こうした状況は、帝国出  
 版法第二十条「出版物の内容に基き処罰すべき行為の責任は現行一般刑法に拠りてこれ  
 を定む」の規定によるが、この第二十条から帝国出版法自体の弾圧法的性格を計ること  
 は出来ない。そこで、当局の運用次第では、新聞経営に打撃を与え得る第二十三条以下



（印刷者、出版者、著作者の住所氏名記載義務）第七条（定期刊行物への責任編集者の住所氏名記載義務）の規定に適合せず、又は第十四条（外国発行の不法定期刊行物の頒布禁止）の規定に違反して出版物を頒布したるとき。②出版物により本法第十五条（軍事機密保護）に基づき発せられる禁止に違反したるとき。③出版物の内容にして帝国刑法典第八十五条（国家反逆扇動罪）第九十五条（不敬罪）第一百一十一条（教唆および挑発罪）第三百三十条（階級憎悪の挑発）もしくは第三百八十四条（猥褻罪）の犯罪事実において処罰されるべき行為を構成する要件を満たすとき、但し第一百一十一条と第三百三十条の場合においては危険切迫し差押えを遅延せばその挑発扇動により犯罪を直接生ぜしむべきときに限る。」

確かに、差押えという「出版の自由」の例外規定の中に七八年「例外法」の起源を見るところならば、一応論理的ではあろう。しかし、この差押え条項の存在に目を奪われ過ぎると、やはり帝国出版法がSPDのメディア政策の転換に果たした決定的な意義を見落とすことになる。と言うのは、その後のビスマルクの出版統制では、帝国出版法が保証した「自由」をどこまで切り崩して行けるかが焦点となったからである。実際、同法全体の響きは、権威主義的ビスマルク体制と不似合いな印象さえ与える。

第一条 「出版の自由は本法により規定され認められる制限にのみ服する。」

第四条 「独立して出版業を営み、もしくは、出版物を発行、頒布するの権利は行政的または司法的手段をもって剝奪することを得ず。」

ビスマルクの意図はともかく、七四年の帝国出版法が「リベラルな傾向を混入した妥協立法」<sup>⑮</sup>となったこと、それゆえこの法律がナチス統治下を除けば一九六〇年代半ばの各邦出版法の成立まで一世紀近くも存続したことを念頭に置かねば、社会主義者鎮圧法の意図と意味が曖昧になる。

また帝国出版法の意義の一つは保証金制度と新聞印紙税を廃止することで新聞発行を無産者階級の手の届くものとしたことにある。<sup>⑯</sup> 鎮圧法下での度重なる禁止にも関わらずSPD新聞が後継新聞を再建出来たのは、この保証金制度廃止の

おかげである。六三年に没したラッサールは労働者運動の主要敵を新聞と見なし、「労働者身分の存在にとつて、新聞の支配から自由になることは、不可欠である」と述べてブルジョアのメディア支配を攻撃したが、彼は社会民主主義国家が目指すメディア条件として「出版自由の無条件承認」「全新聞について保証金制度の廃止」「新聞から印紙税の撤廃」「新聞上の広告禁止」を挙げた<sup>⑩</sup>。この条件は「広告禁止」という特殊に反資本主義的な要求を除けば帝国出版法によって一応の実現を見たことになる。その結果、ラッサールの死後もラッサール派内に残った「新聞嫌悪」は七四年帝国出版法体制成立により解消した<sup>⑪</sup>。翌七五年のゴータ合同大会での中央機関紙『人民国家』編集長W・リーブクネヒトの次の発言は帝国出版法成立を念頭に置いて一層意味を持つであろう。

「出版は党の最重要の闘争手段である。だから出版の破壊は自殺行為であり、党を敵に委ねることを意味する。新聞は先ず収入源だが、それにとどまらず我々は新聞で自らの理想を擁護し、普及させねばならない。我々の最も恐るべき敵は兵士の隊列ではなく、敵性出版の隊列である。敵対紙、つまり政府に買収された新聞に対する我々の唯一最強の武器は我々の出版なのだ。我々が出版を持つ限り、出版は我々がその周りに結集できる旗になろう。」<sup>⑫</sup>

こうしたSPD新聞政策が帝国出版法成立により確立するとすれば、社会主義者鎮圧法は帝国出版法が認めた出版自由体制に対する「例外法」と理解されねばならない。しかし、現実には次章で見るように鎮圧法の十二年間はSPD新聞がマスメディアに発展する契機となった。この社会主義者鎮圧法のパラドックスの成立条件を鎮圧法の規定の中に概観しておこう。

全三十条からなる鎮圧法で特に出版に関する条項は十一条から十五条、及び十九条と二十六条の七ヶ条であった<sup>⑬</sup>。

第十一条 「現行国家社会秩序を転覆せしめんとする社会民主主義的もしくは社会主義的もしくは共産主義的傾向を、公共の安寧、とりわけ住民諸階級の和を危うくするが如き方法により表明する印刷文書は禁止されるべし。定期刊行物にあって、本法に基づき特定の号の禁止がなざると同時に、禁止は刊行の継続にも及び得る。」

形式上の過失（奥付けの不備、無償納本義務不履行など）と刑法に抵触する「内容」を含む刊行物の押収を規定するのみであつた帝国出版法の射程を、この第十一条は刊行物の「傾向」にまで押し広げた。これにより、編集者、読者からその傾向を割り出し発禁することが可能となつた。<sup>②</sup>さらに後段では帝国出版法第一条、第四条の規定に背理し、定期刊行物の継続発禁を禁止することを定めた。

第十二条 「禁止は邦警察当局の所轄とし、定期に帝国内で発行される印刷物については、その発行地の邦警察当局が所轄す。外国において発行される定期刊行物の継続的頒布の禁止は帝国宰相の所轄とす。禁止は本法第六条二項に規定する方法により公示され効力は帝国全領域に及ぶ。」

この規定で、禁止の決定権が裁判所から警察に移され、更に外国刊行物は刑法上の有罪判決によらず無期限の禁止が可能となつた。

第十三条 「邦警察当局が発した印刷物の禁止は、出版者または発行者に対して、また不定期刊行物の禁止はこれに記載された著者に対して、同人が帝国内に所在する場合に限り、理由を示した書式命令により通知されるべし。命令を不服とする訴願（第二十六条）は出版者もしくは発行者または著作者に認められる。訴願は命令交付の後一週間以内にこれを告示した当局において申し立てらるべし。訴願によりて執行は停止されず。」

ここで認められた訴願は、第二十六条の規定により四人の連邦参議院議員と五人の最高裁判事で構成された帝国訴願委員会が審理したが、この委員会にはしばしば警察当局の禁止令を却下してSPD合法紙の活動を認めている（グラフ⑥参照）。

第十四条 「禁止に基づき、これに該当する印刷物はこれが頒布を目的として存在する場合は、差押えられるべし。

差押えは複製に使われる原版、組版に及び得る。すなわち、狭義の印刷物においては当事者の申し立てにより、活字の差押えに代えて解版が行なわれるべし。差押えられた印刷物、原版、組版は禁止の最終決定の後、廃棄処分にする

べし。訴願は監督官庁に対してのみ為されるものとする。」

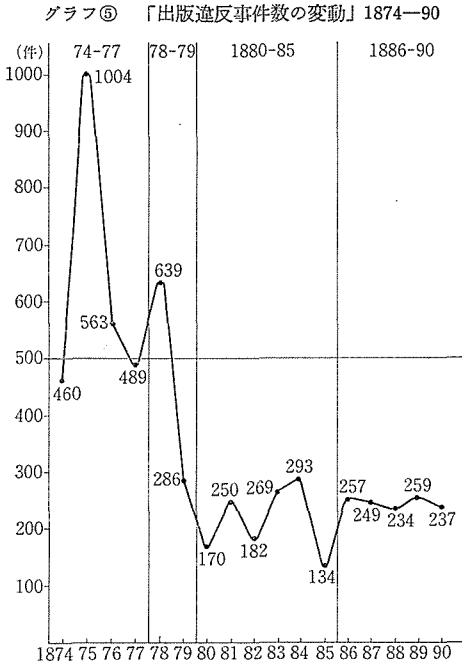
第十五条 「警察当局は本法第十一条に該当する印刷物及びその複製に使われる原版、組版を禁止の発令前に暫定的に差し押さえる権限を有す。差押えられた印刷物は二十四時間以内に邦警察当局に手交さるべし。邦警察当局は差押えの取り消しを即時命令するか、一週間以内に禁止を発令するべし。この期間内に禁止が行なわれずんば、差押えは解除され、各冊子、原版、組版は返還せらるべし。」

第十四条、第十五条は帝国出版法の「差押え」規定の拡大強化であるばかりか、「出版物によりて犯されたる罪の裁判権は、これまで行政官庁に属したる邦国においても、裁判所に属す」と明記した帝国出版法第二十九条の逆転を意味する。

第十九条 「禁止された印刷物(第十一条、第十二条)あるいは暫定的差押えを受けた印刷物(第十五条)を頒布しまたは刊行を継続しあるいは複製する者は千マルク以下の罰金あるいは六カ月以内の禁固に処せらるべし。」

この第十九条の規定の不十分さが、実は社会主義者鎮圧法下で非合法中央機関紙の国内活動を許すことになる。すなわち、禁止された出版物の頒布、複製は罪に問えるが、その所持、閲覧に対する罰則の記述は無い。八十六年の秘密結社裁判まで『社会民主主義者』は読者に、回し読みの際には直接手渡さず、封筒にいられて転送するか、決められた場所に置いておくよう呼びかけるだけでよかった。

以上の出版関連条項の他に、繰り返し強調された鎮圧法第二八条「小戒厳」の規定に触れないことは、鎮圧法全体の評価のバランスを損なうであろう。第二八条により、社会民主主義運動によって公安が脅かされる地域には「連邦の中央官庁により、連邦参議院の許可を得て、少なくとも一年間」小戒厳が用意されていた。これで職業的アジテーターを法廷の定める地域から追放することが可能となり、またその地域においては印刷業者、出版業者、貸本業者、図書閲覧室所有者、飲食店主の営業許可の取り消しも認められた。七八年ベルリン、八〇年ハンブルク、八一年ライプツヒ、八六年フランクフルトなどに適用され七百九十七人(延べ八百九十一人)が追放されたが、うち百十二人(十四%)は出版関係者であ



出典) Wetzel, *op. cit.*, S. 300.

⑦、加えて党指導者の殆どが新聞編集に携わっていたことを考えると「小戒敵」も実態としては新聞弾圧であった。しかしそれは両刃の剣で、特定の大都市中心の組織であったSPD勢力を都市周辺部、あるいは地方都市に拡散させる結果をもたらしした。ベルリン、ついでライプチヒから追放されたフィアエックによってミュンヘンは党新聞の拠点となったし、ハンブルクから追放されたディーツはシュトゥットガルトでディーツ社を設立した。

一方、社会主義者鎮圧法を新聞界に限定して評価すれば、むしろSPD系以外の政治新聞への影響も重要だろう。出版違反件数の変動(グラフ⑤)から読み取れることは、反政府文書の洪水を引き起こした帝国出版法成立と異なり、鎮圧法による七八年度内の初期弾圧以後、全体の出版違反件数は急速に減少した。また出版違反の内訳(グラフ④)からは、鎮圧法以前では三六%を占めた「国家反逆」扇動による違反が、八十年代には「鎮圧法違反」を加えても二十%以下まで減少している。この変化はSPD以外の新聞が鎮圧法を契機に体制内化したことを示している。そうした既存の政治新聞の体制内化が、同時に新しいタイプの大衆新聞の登場に道を開くことになった。八一年九月一日に創刊された『日刊評論』は「非政治家の新聞」を副題とし、明確に政党政治と距離を置き、

創刊するや一万人の購読者を獲得した。超党派的政治問題として国際問題、海外植民を積極的に取り上げ、海外報道の常設欄を設けて、帝国主義時代の大衆のナショナリズム台頭へメディアの側から対応する一方で、「ドイツ家庭のための日刊紙」を自称し、

文芸小説欄・チェス欄・流行通信欄など娯楽欄を充実、伝統的「傾向新聞」に革新をもたらした。

『日刊評論』が伝統的「論説新聞」の革新であるとすれば、八三年アウグスト・シニールが「帝都の中央新聞」の副題で創刊した『ベルリン地域広告新聞』<sup>②</sup>は一種の革命と言えよう。それは、「総合広告新聞」と総称される新しい新聞ジャンルを生み出した。広告新聞は読者層として都市勤労者を設定し、従来のインテリ向け新聞の常識を打ち破った。この広告新聞の特徴は広告とストリート・ニュースを中心的要素とした純粹営利目的の新聞経営にあり、これがドイツ型大衆新聞のモデルとなった。そこでは発行部数拡大が第一義とされ、速報主義、センセーション主義、純粹娯楽の追求の前に主義主張は問題にされなかった。年内に七万部、一年半後には十万部を越えた『ベルリン地域広告新聞』の成功は、地方に系列の「総合広告新聞」を産み出し、新聞コンツェルンの時代が訪れた。そこで生じた伝統的論説新聞と総合広告新聞との断絶は、九四年設立の「ドイツ新聞出版社協会」が当初は「総合広告新聞」系の加入を認めず、一九〇一年以降初めて協会への参加を認めた事実<sup>③</sup>からも、推察出来よう。

このように営利的立場で「無党派」を標榜して生まれた「総合広告新聞」の傍らには、やむなく「無党派」を名乗ったSPD系地域新聞が存在した。両紙が都市勤労層を巡って読者の争奪戦を行なう中で、SPD地方新聞も「総合広告新聞」の影響を受けて近代化した。まさに、鎮圧法時代は、マスメディア時代への転換期であった。

次章では、マスメディア時代へのSPDの対応を、論説中心の伝統を持つ中央機関紙と地域情報中心の地域新聞の主導権争いを軸に素描しておこう。

① L. W. Pye(ed.) *Communications and Political Development*, Princeton University Press 1963, p. 336. ルンペン・W・ハイ編 (NHK放送学研究室訳)『マスメディアと国家の近代化』日本放送出版協会、昭和四二年、三三三頁。

② R. Engelsing, *Analphabetismus und Lektüre: Zur Sozialgeschichte des Lesens in Deutschland zwischen feudaler und industrieller Gesellschaft*, Stuttgart 1973, S. 127. 中川勇治訳『文盲と読書の社会』史思堂社、一九八五年、二二三頁。

③ *Ibid.*, p. 8. ハイ、前掲書十六頁。

④ Ch. Harter, *Die Geschichte der Münchener Tagespresse 1870-1890*,

- Wurzburg-Aunmühle 1940, S. 167.
- ⑤ U・ナルト(稲葉三十男訳)『世論と群衆』未来社、一九六四年、二頁。
- ⑥ K. d'Ester, *Zeitungswesen*, S. 144.
- ⑦ O. Groth, *Die Zeitung*, Mannheim 1928, Bd. 3, S. 430.
- ⑧ M. Stürmer, *Das ruhelose Reich: Deutschland 1860-1918*, Berlin 1983, S. 67.
- ⑨ Harter, *op. cit.*, S. 168. 鈴木正一「通信社の国際関係の発展」『東京大学新聞研究所紀要』三号(一九五四)四八頁以下。
- ⑩ H.W. Wetzel, *Pressenpolitik im Bismarck Reich (1874-1890): Problem der Repression oppositioneller Zeitungen*, Frankfurt a. M. 1975, S. 3.
- ⑪ *Ibid.*, S. 12.
- ⑫ 取次郎(オキ)邦語文獻(オキ)西尾泰明「マニエーション社会民権党の機関紙『勸一』『政経論叢』(明大)三四一六(一九六六)五六頁。
- ⑬ Meining, *op. cit.*, S. 412. 梅尾「三三〇頁」『最近の鎮圧法』のウラD新聞研究(ウラ)画録。W. Saerbeck, *Die Presse der deutschen Sozialdemokratie unter dem Sozialistengesetz*, Pflaumenweiler 1986, S. 24.
- ⑭ *Reichs Gesetzblatt* Nr. 16, 7. Mai 1874, 本條(ウ)引用した帝國出版(ウ)各各々(ウ)エドワード・K. Hüntzel, *Das Deutsche Proggelch*, Berlin 1928, S. 81-88.
- ⑮ H.D. Fischer, *Handbuch der politischen Presse in Deutschland 1480-1980*, Düsseldorf 1981, S. 70.
- ⑯ Wetzel, *op. cit.*, S. 13.
- ⑰ H. U. Arntz, *Der "Reinischelder General-Anzeiger" in Rahmen der Geschichte seines Typs*, Diss., Berlin 1938, S. 36.
- ⑱ F. Jenaczek (Hrsg.), *Ferdinand Lassalle, Reden und Schriften*, München 1970, S. 350.
- ⑲ K. Henberger, *Der Volksstaat als Beispiel sozialdemokratischer Presse im 19. Jahrhundert*, München 1983 (Mas.), S. 21.
- ⑳ Loreck, *op. cit.*, S. 22-23.
- ㉑ *Prohokolle der sozialdemokratischen Arbeiterpartei*, Gotha 1875 (Reprint: Bonn-Bad Godesbeerg, 1971), S. 67. 同上(ウ)大衆議院議録(ウ)Proh. (ウ)画録。
- ㉒ 同上(ウ)各各々「Reichs Gesetzblatt」. Nr. 34, Berlin 22. Oktober 1878, 24-40。
- ㉓ Wetzel, *op. cit.*, S. 191-192.
- ㉔ 帝國議院議録(ウ)議院議録(ウ)参照。L. Stern (Hrsg.), *Der Kampf der deutschen Sozialdemokratie in der Zeit der Sozialistengesetzes 1878-1890: Die Tätigkeit der Reichs-Commission*, Berlin(O) 1956.
- ㉕ D. Fricke, *Bismarcks Paktionären: Die Berliner politische Polizei im Kampf gegen die deutsche Arbeiterbewegung*, Berlin(O) 1962, S. 81.
- ㉖ 梅尾「黨田英義」三十三家、集三十三家。
- ㉗ H. Thimmler, *Sozialistengesetz § 28: Ausweisungen und Ausgewisene 1878-1890*, Vaduz 1979, S. 116, 154.
- ㉘ H. Karasek, *Belagerungsstand I: Reformisten und Radikale unter dem Sozialistengesetz 1878-1890*, Berlin 1978, S. 85.
- ㉙ R. Deckert, *Johann Heinrich Wilhelm Dietz 1843-1922*, in: H. D. Fischer (Hrsg.), *Deutsche Presseverleger des 18. bis 20. Jahrhunderts*, München 1975, S. 215 f.
- ㉚ F. Apitzsch, *Die deutsche Tagespresse unter dem Einfluss des Sozialistengesetzes*, Leipzig 1928, S. 197 f.

① *Ibid.*, S. 198-202.

② K. Koszyk, *Deutsche Presse im 19. Jahrhundert*, Berlin 1966, S.

③ *Ibid.*, S. 223 f., 267 f.

290-295.

## 第二章 中央機関紙と地域新聞、あるいはフォルマーとフィアエック

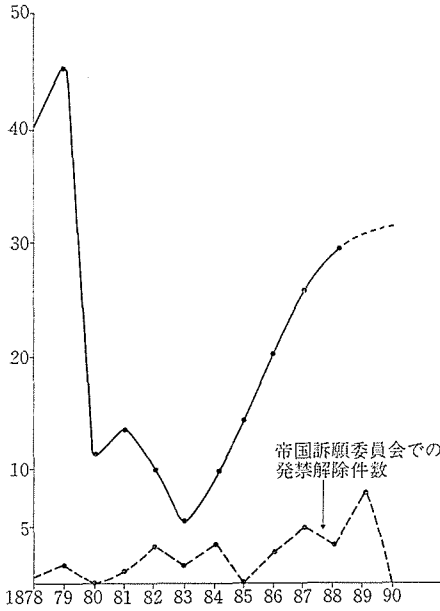
中央機関紙統制政策と地域紙拡大政策はラッサール派とアイゼナッハ派の相違として論じられるが、六九年ラッサール派のバイエルン組織によって創刊された『無産者』<sup>①</sup>をめぐる紛争は典型的事例である。ラッサール派議長であり中央機関紙編集長であるシュバイツァーは「一組織に一機関紙」の原則を唱え『無産者』の即時廃刊を要求した。これを異としたバイエルンの組織はアイゼナッハ派に接近し、合同条件の一つに合同後も同紙の刊行継続を要求し、アイゼナッハ派は執行部への服従を条件にこれを承認した。②だが、アイゼナッハ派の地域紙拡張政策を終始一貫した組織原理と見なすべきではない。例えば、七四年五月の帝国出版法の成立による創刊ブームに対し、二カ月後の党大会では地域紙創刊の許可制度が決議された。③政府の許可制度が廃止された時、党に許可制度が導入された訳だが、その思惑はベルンシュタインが中央機関紙編集長リープクネヒトに宛てた手紙から伺い知ることができる。「結局、地域新聞はなんとと言っても『人民国家』の競合紙なのです。調和的な協働は大抵、反目に至ります。我々の七つの党機関紙全部を六百部の『人民国家』に替えてごらん下さい。そうすれば、全党に永続的黒字が流れ込むでしょう!」④

しかし実際には、ゴータ合同以降SPD系機関紙は七五年の十一紙から七七年の四十一紙へと急速な発展を遂げた。⑤そのため七七年のゴータ党大会で、地域紙創刊に関する党中央の認可権が再確認されたように、鎮圧法直前のSPDの新聞政策には地域紙統制の傾向も看取された。この統制を事実上無効にしまったのが、皮肉にも社会主義者鎮圧法であった。

鎮圧法の成立を四日後に控え、党議員団と中央委員会はハンブルクで法案成立後の対応を協議し鎮圧法発効前に解党声



グラフ⑥ 国内外の社会民主党機関紙の発禁件数



出典) Wetzel, *op. cit.*, S. 308.

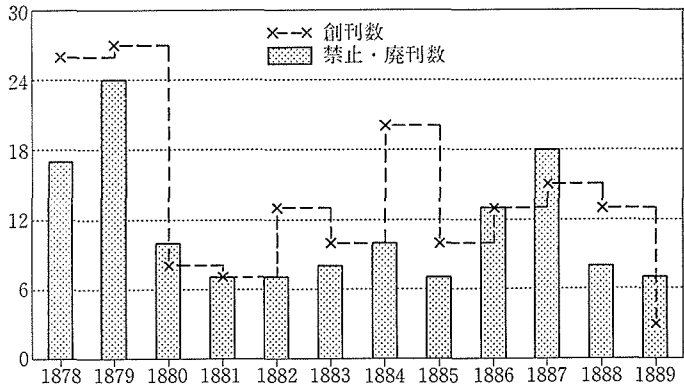
明を出すこと、党内コミュニケーション維持と扇動手段温存のためカムフラージュ新聞を創刊することを決定した。この合法新聞は禁止された党組織に代わる党の存在証明となるばかりか、党への活動資金調達源でもあり、また機関紙経営と深く結びついていた活動家の生計維持にも不可欠であった。

しかし、グラフ⑥から判るように七八、九年の初期弾圧は熾烈を極め、発効後八カ月で二百十七団体、五金庫、百二十七の定期刊行物、二百七十八の非定期刊行物が禁止されたという。これに対して、SPD新聞はまずタイトルを代え、体裁の変化で生き残ろうと試みた。七五年から七八年までに創刊された機関紙六十八紙のうち、『人民新聞』、『人民の友』、『人民報』など『人民』を冠する新聞名は三十二(四八・五%)にもほるが、七八年十一月から一年間に創刊された新聞四十紙のなかに『人民』を冠したものは二紙を数えるに過ぎない。試みられた合法機関紙の多くはグラフ⑥及び⑦

からも読み取れる八〇年以後の弾圧の「鎮静期」まで殆ど生き残ることは出来なかった。改名戦術が例外的に成功し生き延びた地域紙は、『フランケン日報』と『オッフエンバッハ日報』のみであった。

特にベルリンの出版活動は七八年十一月の「小戒厳」で壊滅し、その後五年間カムフラージュ紙創刊の試みはことごとく摘み取られた。当初、禁止された中央機関紙の役割を実質的に代行していたのは、ハンブルクの『裁判新聞』であったが、八〇年十月の「小戒厳」後に紛砕された。その後、これを引き継いだのはライプツヒの『帝国市民』であるが、ここにも

グラフ⑦ SPD機関紙の再建



出典) Saerbeck, *op. cit.*, S. 193-212 のリストによる。

勿論、「無冠のバイエルン王」フォルマーと「ドイツ皇帝の御落胤」フィアエック、この二人が平均的なSPD指導者という訳では必ずしもない。しかし、中央機関紙に対する地域新聞の意味を確認するためには、むしろ鎮圧法時代のSPDを玉虫色に彩るこの二人の宣伝的人間の活動は格好の材料となろう。

八一年六月「小戒嚴」が発動された。このような鎮圧法初期におけるカムフラージュ新聞の徹底的弾圧が、チューリヒでの亡命中央機関紙創刊の引金となった。だが、党中央により進められた『社会民主主義者』創刊に先立ち、外国から国内に郵便で送り付けられた「地下」新聞として、七八年十二月から七九年七月までブリュッセル次いでパリで発行された区・ヒルシュ編集の『燈火』<sup>ライデルネ</sup>や、J・モストによりロンドンで七九年一月から発行された『自由』<sup>フライハイム</sup>があった。その内、配布地域もラインラントに限定され、一年たらずで廃刊となった『燈火』はともかく、アナーキズム化した『自由』の国内浸透は、ライプツヒヒの党中央に運動分裂の危機感を募らせ、チューリヒの亡命機関紙『社会民主主義者』の創刊へと駆り立てた。<sup>⑩</sup>

本章では『社会民主主義者』創立委員会に党中央を代表して参加したライプツヒヒ組合出版所責任者フィアエックと初代編集長フォルマーの二人に焦点を当てつつ、鎮圧法下の新聞活動の実態を概観しておこう。後にフィアエックは議員団多数派の最右翼として、フォルマーは「革命的左派」のホープとして、ミュンヘンを舞台に左右両派の代理戦争を戦うことになる。次章で分析する地方紙『バイエルン人民の声』はその抗争の中で産み出された。

一八五〇年、バイエルンの王都、ミュンヘンでゲオルグ・フォン・フォルマーは国王秘書官の由緒ある貴族の子として生まれた。<sup>⑮</sup> 一方、翌五一年、プロイセンの王都、ベルリンで宮廷舞台女優が王太子の私生児を生んだ。王太子とは後のドイツ皇帝ヴィルヘルム一世である。その子は母の姓フィアエックを名乗った。<sup>⑯</sup>

六六年歩兵少尉フォルマーは普墺戦争でプロイセン軍と戦った後、ローマ法王庁の外人部隊に参加し、六八年帰国後はバイエルン郵便・電信局の職員となった。一方、フィアエックは大学医学部在籍中に起こった普仏戦争に参加、健康を損なって戦線を離脱する。その後、法学部に転じ七三年ベルリン高等裁判所司補となるも、ベルリン大学で、E・デューリングのゼミに参加し、ラッサールの著作に感激して社会主義に目覚めた。七七年司補を辞したフィアエックは、『ベルリン自由新聞』、理論紙『未来』の寄稿者となり穏健派理論家の若きエースとなっていた。<sup>⑰</sup>

同じく普仏戦争での負傷後フォルマーもアイゼナッハ派に接近したが、まずは、自由主義の人民党系『フランクフルト新聞』、『南独新報』の記者として活動を始めた。七六年『人民国家』の定期寄稿者となったフォルマーは、中央機関紙編集長リープクネヒトに編集部への採用を求めたが、欠員なく七七年三月にベーベル選出区の地域紙『ドレスデン人民報』編集長に就任した。<sup>⑱</sup> 就任直後に紙名を『ドレスデン人民新聞』に改めたフォルマーは七七年党大会で、党直属の通信局設置を提案して認可された。<sup>㉑</sup> ベルリンに予定された通信局は鎮圧法発効で実現しなかったが、外国新聞情報の体系的供給により国内ブルジョア紙からの「切り貼り編集」の克服を狙っていた。鎮圧法発効時、フォルマーは皇帝侮辱罪に問われて十カ月の禁固刑に服役中であつたが、編集は後年フィアエックの片腕となつたM・ケーゲルが引き継いだ。<sup>㉒</sup>

一方、ベルリンではフィアエックが鎮圧法で発禁となつた『ベルリン自由新聞』の後継カムフラージュ紙『ベルリン通信』<sup>⑳</sup>で改良主義的穏健派綱領ともいべき社説「我らの要求」を執筆した。だが、即時発禁となり、フィアエックはベルリン党組織所有の「全ドイツ協同書籍出版社」の解散と財務整理に追われた。七九年二月「小戒嚴」下ベルリンから追放されたフィアエックが、ライプツヒに移り、中央機関紙発行所でもあつたライプツヒ組合印刷所の指導を始めた頃、

刑期を終えたフォルマーは鎮圧法第二二条の規定によりザクセン邦より追放された。かくしてフォルマーが亡命中央機関紙創刊のためスイスに向け出発後、残された国内出版の最重要拠点は、フィアエックに委ねられた。<sup>②</sup>

七九年九月二八日、フォルマーにより中央機関紙『社会民主主義者』の発行が始まったが、彼は既にこの準備号で、鎮圧法下での合法新聞活動の意味を否定して国内の穏健派を牽制している。さらに、八〇年二月に連載された「何をなすべきか」では、フォルマーは歴史上革命は少数者の偉業であるとして、前衛の権力掌握による多数派形成、そして社会主義体制成立後の普通選挙廃止、プロレタリア独裁による反革命打倒という「革命戦略」を打ち出した。<sup>③</sup> 当時のフォルマーが如何に「革命的」であったかは、SPDに敵対したアナーキストの側がフォルマーに『自由』編集部のポスト提供を申し出たことから判らう。<sup>④</sup>

これに対し、フィアエックは国内の活動を困難にするフォルマーの「未来に関する妄言」の阻止を中央機関紙管理委員会に要求し、エンゲルスもまた弁証法的・哲学的晦渋を削ぎ落としたフォルマーの直線進化的革命観には批判の声を上げた。だが、非合法という最悪の条件下で『社会民主主義者』を軌道に乗せることが出来たのはフォルマーの行き過ぎた扇動の功績と言えよう。まさにフォルマーは中央機関紙を「政論」の場から「宣伝」の場へと変えつつあった。

八〇年八月ウィーデン秘密党大会でフォルマーの『社会民主主義者』は党中央機関紙として公認された。それと同時に「赤色野戦郵便局長」J・モットラーが行なった新聞活動報告では「もはやいかなる地域機関紙も存在しない。幾人かの同志が編集・出版している現存の新聞は、党の見解に沿って書かれておらず、これらは純粹に私的経営であり自立せねばなるまい」<sup>⑤</sup>とされ、新たな地域機関紙の創刊は「現在の政治的・経済的状况に鑑み」自粛することが決議された。しかし皮肉なことに、まさにこれ以後、グラフ<sup>⑥</sup>で明らかかな様に、八六年まで続く鎮圧法の「穏健実施」<sup>⑦</sup>期が始まりSPD地域紙活動が息を吹返えすこととなる。

大会直後にフォルマーは変名で大会決議を伝えるアピールを出した。「今日、政治的経済的にドイツを支配する者は話

し合い、或は協調ではなく戦争を、つまり殲滅戦を望んでいる。良からう。それならやってみるがよい。徹底的にやってみらおう。そして、奴らの首に責任を問うてやる。」この激越な表現に対し、穏健派はフォルマーの即時解任を要求、後見人ベールでさえ「何とも悪趣味な比喩と無遠慮な罵詈雑言の使用」と「粗野な文体」のみならず政治状況全般の「より高度な把握」の欠如を批判した為、フォルマーは、八一年十二月編集長を辞しパリに向った。<sup>⑤</sup> その結果、フォルマーの「粗野な文体」で地盤を固めた『社会民主主義者』はベルンシュタインを後任に迎え「科学的マルクス」趣味の機関紙にはなったが、中央機関紙の大衆化への道は閉ざされたと言える。後年ベルンシュタインの修正主義はサロンの一部にその影響力を留めたのに対し、フォルマーの改良主義は大衆の支持に支えられたことを想起されたい。

パリでフォルマーは『社会民主主義者』の通信員となり、法律学校で国民経営学と法律学を学びつつ各国の亡命革命家と交際した。<sup>⑥</sup> 一方、フォルマーのパリ到着と前後して、フィアエックは党大会の決定によりF・W・フリツェと共に党の活動資金と国際的支援の獲得の為、アメリカ合衆国に向け宣伝旅行に出発した。アメリカ訪問中にフィアエックは党の為に一万三千マルクの寄付金を、自分の為には婚約者フランティスカを獲得し、帰途ロンドンにてエンゲルスを立ち合い人として結婚した。帰国後、ライプツヒの「小戒嚴」により追放されたフィアエックは、ライプツヒ組合印刷所の設備をディーツに売却した。<sup>⑦</sup> フィアエックが移住したミュンヘンは、例外法直前の七八年帝国議会選挙でさえSPDの得票率は第一区一三・六%、第二区一三・二%で、選挙戦で有望な土地ではなかったため、彼の宣伝活動はマクデブルクに向けられた。<sup>⑧</sup> 八一年十月の帝国議会選挙で同地から立候補したフィアエックは決戦投票で惜しくも破れたが、パリ亡命中のフォルマーはベールの支援により本人不在のままザクセン十五区から選出され、今や議員として帰国することとなった。<sup>⑨</sup>

フォルマーの帰国を可能にしたのは、八一年十一月の皇帝教書を契機とする鎮圧法の「穏健実施」であったが、こうした情勢の下で穏健派の活動は勢いづいた。八一年十一月フィアエックは、かつて、フォルマーが記者として勤めた人民党系

『南独新報』の経営を譲り受け、翌八二年十一月にはボルナー出版社も買収、新たに週三回発行の『ミュンヘン・ヘン特報』ミュンヘン・ヘン・ニヒトブラット・ウイ・ケルトツァイトゥング」ツァイトゥング・イ・ケルト裁判断新聞』、娯楽週刊紙『南独郵便御者』を創刊した。その際、フィアエックが編集者として採用したのがB・シーンランクとM・ケーゲルであることは、銘記しておきたい。シーンランクは後年の『ライプツィヒ人民新聞』の大衆紙への「改革者」として名高く、ケーゲルは風刺漫画雑誌の名編集者として九十年代の『真相』デア・ワァーレ・キョップの驚異的成功の功績者の一人であった。また、印刷を担当したのは、後にレーニンが亡命中にミュンヘンで編集した『イスクラ』の発行者M・エルンストであった。

八二年八月開催された議員団と中央機関紙の編集・管理委員会の合同チューリヒ会議では、『社会民主主義者』を握るベーベル、フォルマー、ベルンシュタインなど急進派とアウアー、ディーツ、フィアエックなど地域紙を経営する多数派の対立が表面化した。そこで鎮圧法は間もなく廃止されると主張するフィアエックは「帰路の橋を自ら破壊する」ような『社会民主主義者』の論陣を批判している。これに対して、フォルマーは『社会民主主義者』紙上に「例外法の廃止？」と題した革命的論文を発表した。

「然り、我々は//国家の危険分子である。我々はお前達を抹殺したいのだから。然り、我々はお前たちの財産の敵である。お前達の婚姻の、宗教の、そして全ての秩序の敵なのだ。然り、我々は革命家であり共産主義者である。然り、我々は暴力に暴力で立ち向かう。然り、我々はやがて来る革命と解放を確信し、期待し、秘密組織と扇動とお前達の「法」が禁じ、又は許すあらゆる手段により全力で、革命を準備している。」

しかし、ベーベルはここでフォルマーが要求した党の秘密組織化は無用な犠牲を招くとして『社会民主主義者』で行き過ぎを批判し、これに勢いを得たフィアエックが『南独新報』に、この内容は党と無関係であると声明を載せれば、『社会民主主義者』編集部は十月二十六日号で「卓越した地位にある」黨員の中央機関紙掲載論文であると反論した。

八二年十一月九日付け『社会民主主義者』は「地元の社会民主党紙が禁止されたあらゆる場所で、党機関紙の購読者数

は明らかに増加している」と報告したが、こうした状況を地域紙と中央機関紙のゼロサム・ゲームと見た警察当局は、革命的中央機関紙の国内浸透の防波堤として合法地域紙に意図的な目こぼしを与えた。こうした「穩健実施」期の当局の新聞統制の典型的事例としてフィアエック発行の『南独新報』の訴願経過を取り上げよう。

八三年三月二日バイエルン邦警察は禁止された『フィラデルフアイデーブル』からロシア皇帝暗殺を扇動する内容の記事を引用したとして『南独新報』に発禁を通告した。これに対してフィアエックは、帝国訴願委員会に対し、引用は合法SPD系地域紙『ヴェルツブルク時報』からの引用であり、また指摘されたアメリカ新聞が禁止されたものとの通知は受けていなかったと申し立てた。訴願期間中、フィアエックは系列の『ミュンヘン特報』を『南独新報』の代替として増刷したが、帝国訴願委員会は警察側の手続き上の不備を認め『南独新報』の再発行を承認した。しかし、ベルリンの帝国訴願委員会はこの処置はバイエルン当局の態度を硬化させ、翌年五月十三日には第二次の発禁が行なわれた。鎮圧法第二次延長を批判した社説を帝国刑法典第三百十条（階級間憎悪の扇動）違反を口実に押収した警察当局は、発行停止のため過去二年間の掲載論文を編集して「社会民主主義的傾向」を立証せねばならなかった。以上の経緯にも窺えるベルリンの帝国政府とバイエルン王国政府の対抗意識を巧みに利用して『南独新報』発禁以降、フィアエックはミュンヘンを拠点にプロイセン領内向けの新聞を続々と刊行した。八四年四月に『ハルトツ新報』、五月初めに『労働の権利』、テューリンガーヴァルト新報』、『ケーニツヒスベルク人民新聞』、『ライオン週報』、七月『ドイツ国民政治週報』と、十月の帝国議会選挙までに東プロイセンからラインまでに及ぶ「小新聞の森」を作り上げた。『南独新報』をエンゲルスは、イデオロギーでも読者数でも問題にならないと見ていたが、系列新聞経営の導入により今や読者数では無視できないものとなった。こうした系列新聞システムはミュンヘンでは七七年四月創刊の『新ミュンヘン日報』を基幹新聞としたL・シュエーのコンツェルンを嚆矢とする。『南独新報』次いで、『テューリンガーヴァルト新報』を基幹新聞としたフィアエックの新聞経営はこのシステムを取り入れたものであった。ベルリンでもブロスによって『前進』の前身『ベルリン人民報』

が創刊されたこの八四年は、グラフ⑦からも読み取れるように、SPD地方紙再建の画期となった。

しかし、フィアエックはミュンヘンを先ず出版拠点とみなし選挙運動では当選がより可能なマグデブルクなどに専念した為、ミュンヘンの選挙運動は八三年にミュンヘンに戻ったフォルマーの手に委ねられた。フォルマーはこの選挙で前年の党大会で自ら要求した活動規則を無視し、国民自由党との間で反中央党の選挙協力を行いミュンヘンI区の党員には国民自由党候補に投票させ、自身はミュンヘンII区から当選を果たした。またフィアエックもライプツヒ郡区で五五・四%の絶対多数を得て当選した。この選挙では、フィアエックもフォルマーを援助し、編集長シェーンランクなど宣伝ビラの編集スタッフを彼に提供した。

八四年選挙の結果勢いを増した穏健議員は、帝国議会において汽船補助金の政府案の可否をめくり、ドイツの強国化はドイツ労働者の利益でもあると主張、左派少数派と対立した。『社会民主主義者』による議員団批判に対し、議員団多数派は編集長ベルンシュタインの解任を要求し、フィアエック系新聞の編集長シェーンランクが後任に押されるところまで対立はエスカレートした。中央機関紙を支持するフォルマーは、自由主義系新聞を使って党内路線闘争を暴露、下部組織の突き上げによる多数派の押え込みを狙った。

この路線闘争は、『社会民主主義者』とフィアエック編集の『労働の権利』とを主要な舞台とする理論闘争へ発展し、八五年夏以降、国家の社会政策の評価をめぐるフィアエックとリープクネヒトの論戦で最高潮に達した。また『労働の権利』ではヘーヒベルクが植民地収益の労働者への還元を論じ、シュラムの『ローベルトゥス・マルクス・ラッサール』もフィアエックの手で出版された。こうしてフィアエックを中心に反マルクス主義派が結集を始めた。これを見たバイエルン政府は、八五年十一月『労働の権利』の発禁可否に関するミュンヘン警察からの照会に対し『社会民主主義者』との対立を理由に発禁を否定、これを側面から支援した。

『労働の権利』創刊以後のフィアエックは系列の地域新聞の編集をシェーンランクに任せ、自らは『労働の権利』によ

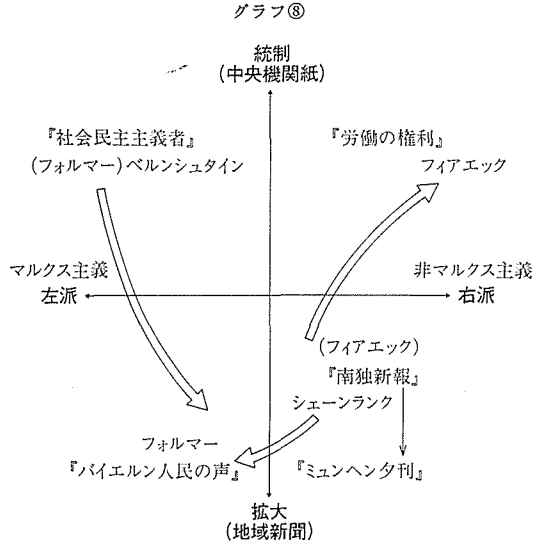


る労働組合運動の全国組織化に専念した。しかし、シェーンランクはミュンヘンの選挙協力以来フォルマーに接近し、『社会民主主義者』編集長ベルンシュタイン、『新時代』編集長カウツキーと、「国家社会主義者」排撃の盟約を結んでフィアエックと決裂した。<sup>⑥</sup> こうしてシェーンランクがフォルマーを支持する人民党系『バイエルン邦郵便』<sup>バイエルンシャーラクハイム</sup>編集部に移ると、フォルマーとフィアエックは党内左右勢力の代理闘争をミュンヘンを舞台に演ずることになった。『バイエルン邦郵便』でシェーンランクはフィアエックが親爺（皇帝）の階級融和政策に期待していると激しく糾弾したが、これを承けてフィアエックは、汽船補助金紛争でのシェーンランクの二枚舌を攻撃<sup>⑦</sup>、またフォルマーと自由主義者・保守党政治家の癒着を暴露して、フォルマーの過激発言は弾圧を挑発するものと批判した。<sup>⑧</sup> 八五年五月にはフォルマー派支援のためにベールがミュンヘンを訪問すれば、八六年には議員団多数派の領袖アウアーがミュンヘンに乗り込み『労働の権利』<sup>ドイツス・ワッラント</sup>『ドイツ週報』の編集を助けた。<sup>⑨</sup>

八五年一月に『ハルツ新報』と『ミュンヘン特報』の発禁を受けたフィアエックは、二月には新たに『ドイツ週報』<sup>ミュンヘン・アムントワイトラック・カールスツァイガー</sup>『ミュンヘンタ刊・地域広告新聞』を創刊した。<sup>⑩</sup> 注目すべきことは、フォルマー派に対抗するミュンヘン地域新聞が「地域広告新聞」を名乗ったことである。前章で触れた如く、「地域広告新聞」とは八三年の『ベルリン地域広告新聞』に始まる当時の「ニュー・メディア」であった。

これに対して、フォルマーは自らの手になる地域紙『バイエルン人民の声』の創刊を決意した。八六年二月八日ザクセン邦議会でフォルマーは中央機関紙の紙面にも問題があったと発言しているが、かつて『社会民主主義者』編集長として地域紙創刊を批判してから六年の歳月が流れていた。

以上、フォルマーとフィアエックの活動を対比しつつ、鎮圧法時代のSPD新聞活動を概観してきた。やや単純化の嫌いはあるが、整理のために、中央機関紙の組織統制的機能と地域新聞の組織拡大的機能を縦軸、マルクス主義派（左派）と非マルクス主義派（右派）を横軸とするマトリックスをとって、機関紙の性格とプロパガンダの変遷を示してお



く(グラフ⑧)。「社会民主主義者」は非合法化された組織に代わる統制装置として創られたが、初代編集者フォルマーはマルクス主義左派に属しながらも、選挙活動、邦議会への関与の中で地域新聞を自ら創刊するに至った。一方、党中央の統制に背いて合法的な地域新聞網を作り上げた国家社会主義者ファイアエックは、『社会民主主義者』との対決から組合運動の中央機関紙を目指す『労働の権利』に専心して行くことで、地域新聞の編集はシェーンランクに委ねて、実践的な運動から解離して行った。そして、後年のSPD新聞改革者として名高いシェーンランクがマルクス主義左派と接近し、フォルマーと結びつく時、第三象限に「マルクス主義的な地域新聞」が登場した。

それが、『バイエルン人民の声』である。

- ① A. Hertzig, *Carl Wilhelm Tölches Presseberichte zur Entwicklung der deutschen Arbeiterbewegung*, München 1976, S. 48, Koszyk, *op. cit.*, S. 194.
- ② Mehring, *op. cit.*, Bd. 2, S. 357. 邦訳 二七八頁。
- ③ Prof., *Coburg* 1874, S. 84.
- ④ G. v. Eckert (Hrsg.), *Wilhelm Liebknecht: Briefwechsel mit deutschen Sozialdemokraten*, Assen 1973, Bd. 1, S. 546.
- ⑤ Prolo, *Gotha* 1877, S. 25.
- ⑥ *Ibid.*, S. 75.

- ⑦ Karasek, *op. cit.*, S. 46 f.
- ⑧ Mehring, *op. cit.*, S. 515. 邦訳 四百頁。
- ⑨ *Ibid.*, S. 514. 邦訳 三九九頁。
- ⑩ Fricke, *Handbuch*, S. 514-517.
- ⑪ G. Elstfeld / K. Koszyk, *Die Presse der deutschen Sozialdemokratie: Eine Bibliographie* 2. Aufl., Düsseldorf 1980, S. 59-206. ①にK使用。
- ⑫ Wetzel, *op. cit.*, S. 213 f.
- ⑬ Groth, *op. cit.*, Bd. 2, S. 405, G. Ruckel, *Die Frankische Tages-*

post: Geschichte einer Partizeitung, Nürnberg 1964, S. 50 f.

- ① W. Saerbeck, *Die Presse der deutschen Sozialdemokratie unter dem Sozialistengesetz*, Pfaffenweiler 1986, S. 123.
- ② Aptitzsch, *op. cit.*, S. 50-52.
- ③ Saerbeck, *op. cit.*, S. 63.
- ④ *MEW*, Bd. 34, S. 412. 報誌 三六六頁。
- ⑤ R. Jansen, *Georg von Vollmar: Eine politische Biographie*, Düsseldorf 1958, S. 11.
- ⑥ H. Berndt, *Eine Dokumentation zum 100. Jahrestag des Sozialistengesetzes (1878-1890)*, Berlin 1979, S. 248 f., U. Heß, *Louis Vierach und seine Münchener Blätter für Arbeiter 1832-1839*, Dortmund 1961, S. 2.
- ⑦ W. Albrecht, *Georg von Vollmar: Reden und Schriften zur Reformpolitik*, Berlin/Bonn-Bad Godesberg 1977, S. 10.
- ⑧ Heß, *op. cit.*, S. 5.
- ⑨ Jansen, *op. cit.*, S. 13-15, W. Sperlich, *Journalist mit Mandat: Sozialdemokratische Reichstagsabgeordnete und ihre Arbeit in der Parteipresse 1867 bis 1918*, Düsseldorf 1983, S. 57.
- ⑩ *Prot. Golha 1877*, S. 62 f.
- ⑪ Jansen, *op. cit.*, S. 16 f.
- ⑫ Eisfeld, *op. cit.*, S. 111.
- ⑬ Heß, *op. cit.*, S. 5 f.
- ⑭ Jansen, *op. cit.*, S. 17.
- ⑮ Heß, *op. cit.*, S. 7.
- ⑯ Wetzel, *op. cit.*, S. 202.
- ⑰ "Sozialdemokrat", Nr. 10, 7. 2. 1880, Nr. 11, 14. 2. Nr. 13, 28. 2. Jansen, *op. cit.*, S. 19.
- ⑱ *Ibid.*, S. 21.
- ⑲ *Prot. Wjaden 1880*, Neudruck, Leipzig 1980, S. 17.
- ⑳ *Ibid.*, S. 49.
- ㉑ Wetzel, *op. cit.*, S. 212.
- ㉒ Jansen, *op. cit.*, S. 24.
- ㉓ *Ibid.*, S. 24 f.
- ㉔ *Ibid.*, S. 25.
- ㉕ Heß, *op. cit.*, S. 10-12.
- ㉖ *Ibid.*, S. 12 f.
- ㉗ Jansen, *op. cit.*, S. 26 f.
- ㉘ Heß, *op. cit.*, S. 13 f.
- ㉙ P. Mayer, *Bruno Schoenlank 1850-1901: Reformier der sozialdemokratischen Tagespresse*, Hannover 1972, S. 65-69.
- ㉚ 拙稿『真相』八五—八六頁。
- ㉛ F. Hitzler, *Lenin in München*, München 1977, S. 159 f.
- ㉜ Steinberg, *op. cit.*, S. 33. 報誌 四七頁。
- ㉝ "Sozialdemokrat", Nr. 35, 25. 8. 1882.
- ㉞ *MEW*, Bd. 35 An. 443, S. 523. 報誌' 四七八—四七九頁。
- ㉟ "Sozialdemokrat", Nr. 46, 9. 11. 1882.
- ㊱ Saerbeck, *op. cit.*, S. 116 f.
- ㊲ Stern, *op. cit.*, S. 166-169.
- ㊳ *Ibid.*, S. 179-186, Wetzel, *op. cit.*, S. 227 f.
- ㊴ Mehring, *op. cit.*, S. 603, 報誌 四六八頁。
- ㊵ *Ibid.*, S. 532. 報誌 四五一頁。
- ㊶ Heß, *op. cit.*, S. 20, *MEW*, Bd. 36, S. 155, 報誌 一四一頁。
- ㊷ Harter, *op. cit.*, S. 34.
- ㊸ Heß, *op. cit.*, S. 18.

- ②⑧ Jansen, *op. cit.*, S. 32. Albrecht, *op. cit.*, S. 16.      ②⑩ Mayer, *op. cit.*, S. 28.  
 ②⑨ Heß, *op. cit.*, S. 28.      ②⑪ Heß, *op. cit.*, S. 21 f.  
 H. Ch. Schröder, *Sozialismus und Imperialismus: Die Ausein-*      ②⑫ Mayer, *op. cit.*, S. 23.  
*andersetzung der deutschen Sozialdemokratie mit dem Imperia-*      ②⑬ *Ibid.*, S. 27 f.  
*lismusproblem und der "Weltpolitik" vor dem ersten Weltkrieg,*      ②⑭ Heß, *op. cit.*, S. 29.  
 Hannover 1968, S. 125-136.      ②⑮ *Ibid.*, S. 30. Spertlich, *op. cit.*, S. 151.  
 ②⑯ Mayer, *op. cit.*, S. 30.      ②⑰ Heß, *op. cit.*, S. 28-30  
 ②⑱ Jansen, *op. cit.*, S. 31.      ②⑲ Jansen, *op. cit.*, S. 33.  
 ③⑰ Engelberg, *op. cit.*, S. 108-113.

### 第三章 マルクス主義と地域広告新聞

#### —「バイエルン人民の声」の内容分析—

分析対象として、フィアエック系新聞ではなく『バイエルン人民の声』を選んだのは、資料の保存ないし紛失状況という事実上の制約<sup>①</sup>に加えて、フィアエックの系列紙は「黨員、読者と深く結びついた地域機関紙の典型」ではないと言う見解<sup>②</sup>も考慮したからである。その後のSPD新聞の大衆化の連続性の観点からも、後に除名同然で党を離れるフィアエックではなく、大衆化を推進したフォルマーの新聞を分析する意味は大きい。また、「国内発行の新聞が如何に書いたかは重要ではなく、その存在だけがSPD存続の礎であった<sup>③</sup>」というイデオロギー的先入観の前で停滞している地域紙研究の現状を考えると、敢えて理念型的な「マルクス主義地域新聞」を論じることは有効であろう。しかも、メディア構造に関しては、『バイエルン人民の声』の編集にフィアエックも参加したと誤って記述した書誌もある程、同質である。それは、前章で述べたように、フィアエックの『南独新報』とフォルマーの『バイエルン人民の声』がいずれも人民党系の新聞を母体として生まれたこと、また両紙の編集スタッフの連続性から当然であろう。また、『バイエルン人民の声』創刊の背景にフィアエックとシェーンランクの決裂があることは、見本紙第二号の記事から明かである。

「フィアエックはこの機会（シェーンランクと彼の名誉毀損訴訟騒動）を我々に対する全く不当な言いがかりに利用した。我々は応戦するつもりはない。『バイエルン人民の声』はもっと重要なことに利用されるべきだからである。」（括弧内は筆者の注）<sup>⑤</sup>

『バイエルン人民の声』は八六年三月に発行された三号の見本紙を受けて、四月一日第一号より五月十五日第三十八号まで「労働人民の機関紙」の副題で発行された。責任編集者には、八四年以来フォルマー派の機関紙となった人民党系『バイエルン邦郵便』からF・レーベンベルクが迎えられた。<sup>⑦</sup>月曜、祝日を除き週六回の発行で、こうした日刊紙は鎮匠法時代を通じ全SPD新聞の約三割に留まるが、合法化以降のSPD新聞の日刊紙化は一九〇五年には約九割、大戦直前には九四紙中九十紙に達した。<sup>⑧</sup>購読地域は広告欄、地域欄の記事内容、またミュンヘンとアウグスブルクにあった配達拠点から、南バイエルンに限られたと推定される。発行部数は一カ月半で禁止となったため不詳であるが、八四年選挙でのフォルマーの一次得票が六三二九票であり、後に『バイエルン人民の声』の後継紙『ミュンヘン・ポスト』が八九年に千二百部であるから、<sup>⑩</sup>千部程度と推定される。ちなみに八五年度ドイツ新聞年鑑によると、『バイエルン邦郵便』は発行部数三千部と記載されていたが、この数値は自己申告のため信頼できない。<sup>⑪</sup>

「投書回答欄」の分析からは確たる読者像は炙り出せない。掲載された投書への回答は一カ月半を通じて二十八件のみで全て匿名であった。また第三者には意味不明の回答も多く投書者の社会層も特定出来ない。但し、第四号の投書回答欄にある編集部の返答「すでにお知らせした人民党公開集会は月曜日夕刻、中央ホールで開催されます。」<sup>⑫</sup>や人民党の集会広告から、フォルマーの新聞創刊に伴い『バイエルン邦郵便』から読者が移ったことは確認出来る。

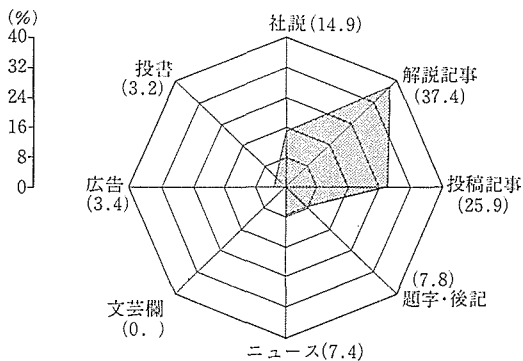
「家族消息欄」はミュンヘンでの婚約カップルの職業、死亡者の職業・年齢を伝えている。四月中の婚約広告欄の男子百七十二人の職業を見ると職人六十五人、商人三十二人、御者、給仕、日雇いなど労働者二十五人、画家・音楽家など十二人、技師十人、事務職九人、少数だが医者、銀行家、軍人、弁護士の名前が見える。職種ではビール製造職人七人が群を抜い

ている。ここに、工業化の遅れた南バイエルン<sup>⑮</sup>の小市民的読者構成を見ることが出来る。また組合活動を報じた常設の「労働協会欄」からは職人中心の読者層が想定出来る。読者とSPD新聞の結びつきを示すものとして、第十一号が『ペルリン人民新聞』からの転載で伝える内容は興味深い。禁止されたSPDの政治集会開催予定のビヤホールが警察官により占拠されるが、入口で『バイエルン人民の声』の無料見本を受け取った百人を越える労働者は、「しばらく『人民の声』の学習に没頭し、ジョッキを空にした後、三々五々に静然と酒場を後にした。」<sup>⑯</sup>また、復活祭前、第二十号掲載の「休日のハイキングのお供に『バイエルン人民の声』を！」大いに宣伝いただく為に我々はサンプル号を喜んでご利用立します。発行所でご請求下さい。」という記事からも、鎮匠法下のカムフラージュ活動と地域新聞の結合を窺い知ることが出来る。

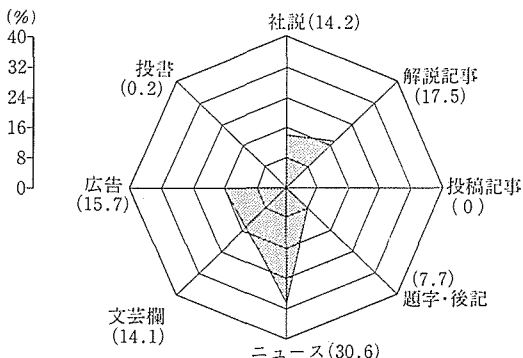
購読料は三カ月一・五マルクで広告料は一コラム行あたり十五ペニツヒであった。フィアエック社発行のマルクス『資本論』第一巻の価格九マルクは、同紙十八カ月分の購読料に相当することからも党、組合の図書館が充実する以前の労働者の読書対象がもっぱら廉価な新聞であったことは明かであろう。記事の中で、他紙掲載の「高給！」印の求人広告を取り上げ、有能な機械工、金属工への上限三マルクの日当を「ふざけた額」と批判していることから（読者の日当は当然それを上回ると考えれば）購読料がその読者にとって非常な負担であったとは言えないだろう。<sup>⑰</sup>だが、これに併せて『社会民主主義者』の購読料（地域宛小荷物郵送による場合三カ月で約一・七マルク、個人宛封書郵送の場合三マルク）を払うなら負担となるかもしれない。公開での閲覧も可能であり、全体では増加した『社会民主主義者』の購読者がミュンヘンで八二年の百四十人から八七年には百人に減少していることは、地域新聞へ読者が移ったとみるべきだろう。<sup>⑱</sup>

それでは、『社会民主主義者』との比較から地域新聞『バイエルン人民の声』の特色を考察してみよう。ともに四頁構成の紙面だが、『社会民主主義者』（縦44.5×横30cm）は、一、二面の社説、二、三面の社会政治評論、四面の党内通信を中心とした大区分重点構成を採るのに対し、『バイエルン人民の声』（縦38×横30cm）は小区分多角構成を採用している。一面で社説・小説、二、三面で政治社会評論・各議会報告・バイエルン通信・地域（ミュンヘン）通信・裁判報告・組合通信・

グラフ⑨ 『社会民主主義者』紙面構成



グラフ⑩ 『バイエルン人民の声』紙面構成



注) 「解説記事」と「ニュース」の区別は30コラム行以上・未満で分類した。

労働者運動通信・速報・投書・雑報を扱い、四面は広告を中心に劇場演目・人物消息・列車時刻表・ミュンヘン観光案内などを含んでいた。

グラフ⑨⑩は鎮庄法第三次延長直後の二週間の『バイエルン人民の声』(十二号全四十八頁)と『社会民主主義者』(二号全八頁)をコラムインテリで計量した記事スタイルの内訳である。「総合広告新聞」の特徴と言われるストリート・ニュースと広告の割合が、『バイエルン人民の声』と『社会民主主義者』で明確に異なっていることが判る。広告に関しては亡命非合法紙という性格上、『社会民主主義者』で少ないとも考えられるが、党内に根強い「広告＝資本主義」観から機関紙の広告排除はなお伝統であった<sup>⑨</sup>。また、ドイツで最初に「労働者新聞」を作ったといわれるS・ボルンは四八年十月創刊

の『友愛』の中でニュース

は一般紙で読むように読者に求めているが、こうした時事ニュース軽視も中央機関紙の伝統であった。鎮庄法延長の報道に際して『社会民主主義者』の記事中に「特に敵性新聞のあらゆる報道は最大の注意を払った上でのみ採用するよう我々の読者に警告しておく。」とさりげなく書かれた文句は、時事ニュースはブルジョア新聞で読むという前提の存在さえ感じさせる。しかし、複数の新聞

を読む時間的、経済的余裕を労働者大衆に求めるわけにはゆくまい。当然彼らはニュース報道中心の地域機関紙を選んだ。SPDの運動を多様な情報アクセス回路を持たない「情報無産者」と文化資本として情報の入力回路を独占した「情報有産者」の階級闘争として捉えるならば、その闘争の目的は階級間における「情報」ギャップの克服であり、労働者に安価な情報を提供することも、SPD新聞の使命となつたはずだ。そして、情報を中心に編集された「広告新聞」が、SPD新聞のライバルとして登場した以上、SPD新聞も変化せざるを得ない。その意味で情報としてのニュース・広告が、紙面の四六・三%に達する『バイエルン人民の声』は、「情報無産者」のための新聞であつたが、『社会民主主義者』を含めて歴代の中央機関紙は「思想闘争」を専らとし「情報階級闘争」を放棄してきたと言えよう。そのため、鎮圧法時代のメディア環境の変化も『社会民主主義者』の紙面構成に大きな変化を引き起こしえない。本稿冒頭に挙げた二つの中央機関紙の紙面構成を示すグラフ①②とこのグラフを比較して見よう。亡命紙の立地条件に基づく投稿記事の増加を度外視すれば、七八年『前進』と変わらない『社会民主主義者』の構成と、九一年『前進』を先取りする『バイエルン人民の声』の構成が浮かんでくる。

『社会民主主義者』を特徴付ける要素は投稿記事であり、紙面に占める割合も大きく、解説記事と分類した中に読者からの手紙を取り上げて論評したものも多い。それに対し『バイエルン人民の声』では投稿記事は皆無であつた。投稿記事の分量が、受け手のメディアへの参与性の度合いを示すとすれば、確かに『社会民主主義者』は参与性の高いメディアである。しかし、『社会民主主義者』の投稿者の立場は、編集長辞任後の「通信員」フォルマーの例が示すように一般読者のリテラシーからは遠い。一方、『バイエルン人民の声』は水曜日の正午から二時間を面談時間と定めていたように、高度なリテラシーを媒介としない分、「文筆家的公共性」を越えて大衆的広がりを持ったメディアであつた。

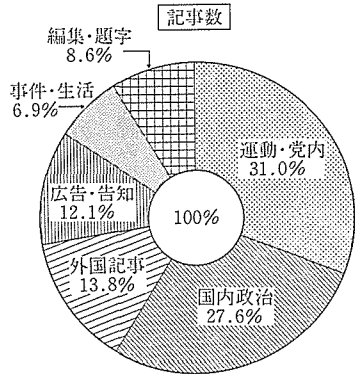
広告については、四月一日から一週間の掲載量延べ六十七件で、紳士服、靴など衣料が十六件と断然多く、居酒屋・旅館、医者・医療と新聞・書籍が各々八件で全体の約六割を占めた。以下、教会富くじとパノラマがともに六件、煙草四件、



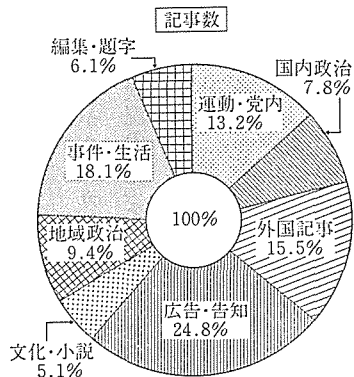
家庭内電話三件、人民党集会二件、保険協会、下宿、引越、銀行、質屋各一件。しかし、同じ広告主の繰り返しが多く、五月に入ると広告数自体も減少することから、広告媒体としての未成熟を又読みとることが出来る。後年、後継紙『ミューンヘン新報』編集部に入ったK・アイズナーは大衆の生活情報の需要を指摘し、特に労働者階級の女性に対するプロパガンダとして広告の重要性を訴えているが、『バイエルン人民の声』の広告欄に婦人向けの広告が存在しないことも、このメディアの過渡的性格を反映している。また、毎号繰り返された『パノラマ展覧会…一八七一年パリ包囲』広告は記事でも紹介され、かつての国際主義者フォルマーの大衆的愛国主義者への接近を見ることが出来る。さらに、フォルマーがこれまで一貫して批判してきた議員団多数派の地域新聞をすでに容認していることは、『ベルリン人民報』などのSPD新聞広告からも明らかであろう。広告欄から読み取れるフォルマーの「現実政治」への転換の最たるものは、カトリック教会建立室くじの広告である。当選日や当選番号をニュースとして報道、また第二号の記事では抽選日時・場所を報じるのみならず記事中で「末尾の当選番号まで別々に二つの抽選機から引かれます。ですからペンツベルク富くじは全ての人に推薦出来ませぬ。」と読者を積極的に勧誘している。反ヴァチカン感情がSPD入党の前提となったフォルマーだが、第十号の社説はカトリックへの寛容を述べている。『バイエルン人民の声』はいわゆる文化闘争新聞ではない。だから、こう述べてきた。全ての者は自分の流儀で救済されるべきであるから、カトリック教徒に完全な信仰の自由を許せよ。」ここに彼個人の変化を読み取るよりも、むしろ鎮圧法下の政治状況の変化を見るべきだろう。文化闘争中は急進反体制派であった中央党が七八年以後体制化したため、カトリック内の不満層もSPDの選挙支持層として期待できるようになった。こうした読者層への効果を狙って、広告主が「教会建立」を強調したと考えるべきだろう。ちなみに、宝くじ広告は九〇年ハレ党大会で禁止決議が行なわれたが、その後も厳守されることはなかった。

『バイエルン人民の声』が発行された八六年四月一日から五月十五日までの時期は、鎮圧法下のメディアの性格分析に格好の材料を与えている。国内では三月三十一日に鎮圧法の第三次延長が帝国議会第二読会を通過し、四月二日に二年間

グラフ⑩ 『社会民主主義者』記事分野



グラフ⑪ 『バイエルン人民の声』記事分野



注) タイトル、広告、投書も一情報単位でカウントした。

五月一日アメリカ鉄道ゼネストなど国際的な労働運動が盛り上がりを見せた時期である。ここでは紙面の都合もあるので、鎮圧法第三次延長の報道を中心に分析する。

グラフ⑩は二週間の両紙の記事内容を国内政治から広告・連絡まで八ジャンルに分け、その記事数の内訳を示している。『バイエルン人民の声』は六百九十記事、『社会民主主義者』は五十八記事であり、一週間の記事単位での情報量は約十二倍、日刊紙『バイエルン人民の声』を一号単位に換算しても約二倍の情報量を持つことになる。

『社会民主主義者』では「国際」・「内政」・「党内」が七二・四%を占め、先に記事スタイルで見たように、その殆どが論説か解説記事で、生活関連情報は殆ど存在しない。「事件・生活」として数えた記事も党員への冤罪容疑を扱ったもので「党内」への分類も可能であろう。そのように『社会民主主義者』が党内事情に偏った紙面を構成したのは、非合法下の情報組織網をめぐる攻防戦でその伝達回路に絶えず侵入を試みるスパイを摘発し告示することが『社会民主主義者』の重要な仕事となったからであろう。一方、『バイエルン人民の声』では「広告・告知」二四・八%、「事件・生活」一八・

の延長が百六十九対百三十七で可決され、四月十一日にはプロイセン内務省のストライキ禁止令、五月十一日には結社禁止令が発せられ、八一年以来続いてきた「穏健実施」時代に幕が引かれた。又、国外ではベルギーの労働者蜂起後にメーデーの起源となった

一%が上位にランクされる他、地方議会の活動報告など「地域政治」九・四%も充実し、株式情報が無いことを除けば、ブルジョア営利新聞に近い。

『バイエルン人民の声』がバイエルン議会、ミュンヘン市議会の報道に多くの紙面を割いたのは地域新聞として当然であるという以上の意味がある。かつてフォルマーは八年十二月十三日の帝国議会演説で「私は議会主義的ではなく、議会政治をただの手段と考えている」と宣言したように、議会を扇動の場としか考えていなかった。だが、『バイエルン人民の声』はまだSPD議員の存在しないバイエルン邦議会報告に力を入れている。フォルマーの議会政治家への転向は明らかであろう。第十号の記事はリープクネヒトの議会活動統制声明を個人的見解として退け、「SPD議員団においては、今まで議員の議会活動を制限する決議をしたことはなく、この問題はまだ一度も議員団会議の議題に上がっていない」と解説している。

また、記事数のグラフでは目立たないが、A・フックス作の連載小説『貧困と富裕』は毎号全紙面の一割以上を占めており無視出来ない。後年フォルマーが後継紙『ミュンヘン新報』編集部に宛てた手紙で、フォルマーは文芸欄の重要性を指摘し、恋愛小説、犯罪小説の安易な掲載を戒めているが、これはベールにおける芸術文学への無関心、リープクネヒトにおける「平和な芸術と戦闘的な政治」の二項対立図式が、中央機関紙の文芸欄軽視をもたらしたと比べると興味深い。

以上、紙面構成の分析から、『バイエルン人民の声』に他の合法地域紙と同様な性格、つまり自己検閲による社会主義的立場の隠蔽<sup>③</sup>を読み取ることも可能だろう。だが、見本号二号の記事は明確にマルクス主義を表明している。「カール・マルクスの命日である今日、この人物の労働者問題に関する偉大な功績について言及することは我々の義務であろう。マルクスの資本の科学的批判はあらゆる労働者運動の成立基盤である。かれの著作の理解を人民が共有すればするほど、その運動はますます赫赫たる勝利となろう。我々は彼の偉大なる死をその精神に接することで称えよう。」<sup>④</sup>

それでも、合法地域新聞の時事報道は従来言われてきたように、『社会民主主義者』と比較すれば「社会主義的立場の隠蔽」に過ぎないかどうか、最後に、鎮圧法延長法案成立後の両紙社説を中心に、時事報道の性格を考察しておきたい。延長法案成立以後、二週間分の紙面で登場する「社会主義者鎮圧法」及び「例外法」二語の回数は『バイエルン人民の声』六五回、『社会民主主義者』十四回であり、報道量では圧倒的な差が存在する。『社会民主主義者』の社説は四月一日号「ベルギーでの蜂起」、同八日号「良きラッサールと悪しき社会民主党」を掲げ、社会主義者鎮圧法を論評するのは十五日号「お気の召すまま」と題された全文七四コラム行の短文で「三月三十一日と四月二日の通知によって我々に如何なる状況の変化も無い」と黙殺している。

これに対し『バイエルン人民の声』の社説は、この時事問題を徹底的に活用して鮮やかである。四月一日社説は創刊宣言だが、早くもベルリン発三十日の議会報告を速報として伝えた。二日社説も「ベルギー擾乱」だが解説記事では延長案をめぐる政府、中央党の駆引きを批判、さらに自由主義系『フランクフルト新聞』の議会報告を詳細に引用した。以上の報道を踏まえて三日から五日まで社説は「ミュンヘンⅡ区代表フォルマー」の議会演説を全文掲載し、六日社説「社会主義者鎮圧法と結社権」では人民党クレーバー議員の反対演説を、八日社説ではバイエルン選出各議員の鎮圧法延長への対応を解説し、キャステイニングボートを握ったバイエルン中央党の賛成八人、反対八人、欠席十七人という詐術的投票行動を糾弾した。九日社説では鎮圧法成立から遡って中央党の責任を追求している。これで、鎮圧法延長報道は峠を越え十日以降は「ミュンヘンⅡ区代表フォルマー」による軍人年金改正法案の帝国議会第二読会演説が四日間交互に社説で連載された。この二週間の社説報道から編集部意図を次のように解釈することが出来る。まず、全体状況を伝えるニュースを流し、次に社説で自分の主張を伝え、更に第三者の演説で「客観的に」補足し、続いてミュンヘンⅡ区の選挙ライバルである中央党の行動を批判し、それとの比較で、フォルマーの議会活動を宣伝している。

この社説報道の素描からも、『バイエルン人民の声』が党員を越えた支持層への説得力を重視したことは確認できよう。

また、「ミュンヘンⅡ区代表」の頻出からは『バイエルン人民の声』がまず第一に、ミュンヘンⅡ区の選挙活動機関紙として機能していたことも明らかである。周知の如く鎮圧法がSPD議員の議員資格と被選挙権には手をつけず、選挙活動を容認した為、組織維持活動としての新聞発行と選挙活動が結合し、そこから「組織とは購読者と読者を調達し募るものである」<sup>⑩</sup>という「宣伝政党」が形成されえたことも予め指摘しておこう。

さて、鎮圧法下の合法地域紙は「無色」<sup>アンファルボ</sup>を装ったという定説が検証されることなく言われてきたが、以上の分析に従えば、「無色新聞」という定義の再考が必要となろう。副題に「バイエルン社会民主党機関紙」でなく「労働人民の機関紙」と書かれたことさえ、無党派の証とは言えない。例えば、合法化後にマルクス主義左派の拠点となる『ライプツヒ人民新聞』も、「全勤労人民の利害を擁護する機関紙」の副題を掲げ続けた。とすれば、鎮圧法時代にSPD機関紙が強いられた「無色」性は、非合法「黨員政党」でなく合法的「投票者政党」として党外にも開かれた拡大志向性という意味で評価できよう。こうして、SPD地域新聞は外向的な宣伝メディアへの契機を獲得したと言える。

これとは別に、この「英雄時代」をプロレタリアの対抗文化を生み出すことで、ブルジョア・メディアの影響を排除してマルクス主義政党が成立したとする「プロレタリア文化」論からのメディア把握も根強い。しかし、結論としては、SPD新聞はブルジョア新聞のオータナティブではなかったし、対抗文化を作ろうとしなかった。<sup>⑪</sup>

だが、「文化」としての「宣伝」を生み出したSPD機関紙が理念として存在した「プロレタリア文化」と如何に関わったかは、稿を改めて合法化以後の「宣伝」の分析の中で明らかにしたい。

⑩ ファアヘック系の新聞で一定期間まとまって図書館、文書館に現存

すゝものは、『労働の権利』と『ドイツ週報』(バイエルン邦立図書館

所蔵)の週刊新聞に限られるが、ともに欠号が多い。vgl. Heß, *op.*

*cit.*, S. 47-50.

と略記)

⑪ Fricke, *Handbuch*, S. 534.

⑫ Saerbeck, *op. cit.*, S. 145f.

⑬ Eisfeld, *op. cit.*, S. 164.

⑭ "Bayerische Volkstimme", *Pro.* Nr. 2, 14. 3. 1886. (Zit. "BY"

と略記)

⑮ 三三三号 (9. 5. 1886) が押収され三八号 (15. 5. 1886) が禁止。H.

- Birett (Hrsg.), *Verbotene Druckschriften in Deutschland*, Bd. 1, Vaduz 1987, S. 170.
- ① Mayer, *op. cit.*, S. 27.
- ② Dang, *op. cit.*, S. 22.
- ③ I. Auer, *Nach zehn Jahren: Material und Classen zur Geschichte des Sozialstengengesetzes*, Nürnberg 1913, S. 136.
- ④ Hüb, *op. cit.*, S. 50.
- ⑤ 警察警察は四千部の『南独郵便御書』が自己申告を八千部、更に八千部の『労働の権利』が一万部なりの種の統計の利用は困難である。Die deutsche Presse: *Verzeichnis der im Deutschen Reich erscheinenden Zeitungen und Zeitschriften*, Bd. 1, 1885, S. 228.
- ⑥ “BV”, Nr. 4, 4, 4, 1886.
- ⑦ H. Hirschfelder, *Die bayerische Sozialdemokratie 1864-1914*, Teil 2, Erlangen 1979, S. 358 f.
- ⑧ “BV”, Nr. 11, 13, 4, 1886.
- ⑨ “BV”, Nr. 20, 23, 4, 1886.
- ⑩ ノーベマン社の出版物価格リストは“Ständischer Position” Nr. 52, 1885. の最終頁参照。求人広告批判は“BV” Pro. Nr. 2, 14, 3, 1886. ちなみに一八八六年三月十七日付け『労働の権利』に掲載された石工組合の賃金労働統計によると、平均週給は夏期二十四マルク、冬期十六・五マルクで平均時給は四十ペニヒドであった。ちなみに、当時の物価と比較すると一カ月分の購読料五十ペニヒドは牛肉なら二七シラト、魚は二ニキロ、小麦が三ペニヒドに相当した。“Das Recht auf Arbeit” Nr. 95, S. 7. 有名な購読料支給の形態は共同購入が珍しくなかったであろうから新聞購読の家計負担は過大視するべきではない。Loreck, *op. cit.*, S. 15.
- ⑪ 『社会史研究』の購読者の統計によれば Engelberg, *op. cit.*, S. 277 f. 購読率はドイツの Fricke, *Handbuch*, S. 531.
- ⑫ Loreck, *op. cit.*, S. 20 f.
- ⑬ K. Koszyk, *Kultur und Presse der Arbeiterbewegung*, in: P. v. Rügen (Hrsg.), *Beiträge zur Kulturgeschichte der deutschen Arbeiterbewegung 1848-1918*, Frankfurt a. M. 1981, S. 68.
- ⑭ “Sozialdemokrat”, Nr. 14, 1, 4, 1886.
- ⑮ Loreck, *op. cit.*, S. 51 f.
- ⑯ Briefkasten, in: “BV”, Nr. 20, 23, 4, 1886.
- ⑰ K. Eisner, *Gesammelte Schriften*, Bd. 1, Berlin 1919, S. 455.
- ⑱ “BV”, Nr. 3, 3, 4, 1886.
- ⑲ 例として“BV”, Nr. 3, 3, 4, 1886.
- ⑳ “BV”, Nr. 2, 2, 4, 1886.
- ㉑ “BV”, Nr. 10, 11, 4, 1886.
- ㉒ Hirschfelder, *op. cit.*, S. 361 f.
- ㉓ *Proz. Halle 1890*, S. 234.
- ㉔ Engelberg, *op. cit.*, S. 205-213.
- ㉕ Koszyk, *Deutsche Presse*, S. 217. 一八九〇年代末の三〇派の平均紙面構成が及ぶ O. Groh, *Die politische Presse Württembergs*, Stuttgart 1915, S. 116-142. 参照。
- ㉖ Jansen, *op. cit.*, S. 29.
- ㉗ の D 議員団のノーマン議金進出は一九九三年。Hirschfelder, *op. cit.*, S. 442 f.
- ㉘ “BV”, Nr. 10, 11, 4, 1886.
- ㉙ P. Kampfmeier, *Georg von Vollmar*, München 1930, S. 116.
- ㉚ Loreck, *op. cit.*, S. 74 f.
- ㉛ R. Knaack/W. Schröder, *Gewerkschaftliche Zentralverbände*,

- Freie Hilfskassen und die Arbeiterpresse unter dem Sozialistengesetz, in: *Jahrbuch für Geschichte*, Bd. 22, Berlin(O) 1981, S. 410.
- ③⑧ “BY”, Pro. Nr. 2, 14. 3. 1886.
- ③⑨ “Sozialdemokrat”, Nr. 15, 15. 4. 1886.
- ④⑩ K. Kautsky, *Der Parlamentarismus, die Volksgesetzgebung und die Sozialdemokratie*, Stuttgart 1893, S. 86 f.
- ④⑪ Saerbeck, *op. cit.*, S. 116.
- ④⑫ Eisfeld, *op. cit.*, S. 151.
- ④⑬ Saerbeck, *op. cit.*, S. 181.
- ④⑭ K. Koszyk, *Kultur und Presse*, S. 65 f.

### 結びにかえて：「啓蒙」から「宣伝」へ

社説「エッケルト裁判」掲載の五月九日付け第三三三号が警察当局により押収され、同月十五日『バイエルン人民の声』は発禁となった。問題となった社説は父親と継母の虐待による少年カール・エッケルトの餓死事件裁判を詳細に扱い、この事件が「我々の社会状況の反映」であり「この少年の破滅はプロレタリアートの殉教である」と述べた。そして、エッケルト裁判の教訓として「人民よ、検事たれ、社会に厳しい警告をする告発人たれ、しかして、より良き状況を作り出せ！」と結ばれた<sup>①</sup>。社会主義者鎮圧法批判の社説が許され、こうした犯罪報道の扇情的レトリックが発禁の引金となったことは、合法地域紙の運命として象徴的であろう。帝国訴訟委員会は十月二十九日、フォルマーの異議申し立てを最終的に却下した<sup>②</sup>。この八六年は対右派闘争に明け暮れたフォルマーの転換点であった。スウェーデンの大事業家の娘ジュリアと結婚した彼の経済状況は一変し、夫妻はシュヴァーピングの文人・芸術家世界の寵児となった。ミュンヘン「市民社会」の彼への対応も自ずと変化した<sup>③</sup>。

しかし、皮肉にもこの転換の年、鎮圧法の「穏健実施」一期が終了した。『バイエルン人民の声』の発禁に先立ち、四月二二日には競合紙であるフィアエック系『ミュンヘンタ刊・地域広告新聞』もバイエルン当局から発禁された<sup>④</sup>。追い打ちをかけるように、七月十一日にはミュンヘンで「秘密結社」裁判が始まり、フィアエックの出版責任者エルンストも『バイエルン人民の声』編集長のレーベンベルクも、ニュルンベルクの『フランケン日報』編集部に移ったシェーンランクも

六カ月の禁固刑を被った<sup>⑤</sup>。弾圧は同月二六日からのフライブルク秘密結社裁判で最高潮に達し、コペンハーゲンの党大会へ参加した党幹部にも及んだ。フィアエック、フォルマーもベーベル、アウアーなど有力議員ともども九カ月の禁固を余儀なくされた。それでも半年後の帝国議会選挙を控え、フィアエックは自分の選挙区を対象とした『新人民新聞』<sup>ノイテ・フォルクスブラット</sup>・ザクセン郡区の勤労人民の機関紙』を発行させたが、十二月までには『労働の権利』以外のすべての新聞が発禁となった<sup>⑥</sup>。また秘密結社判決で初めて『社会民主主義者』の所持自体が有罪とされた<sup>⑦</sup>。

選挙メディアの粉碎と有力候補者の予防拘束が徹底された八七年選挙でフォルマーとフィアエックはともに落選した。これが、世に言う「カーニバル選挙」だが、その画期性は別のところにあった。意図的なフランス脅威論が「非政党的政治新聞」をも動員して流され、ナシヨナリズム扇動を組織した体制側の大衆宣伝の登場である<sup>⑧</sup>。これを契機に体制側でも政治過程としてメディア・システムが浮上し、メディア政策としての社会主義者鎮圧法は逆に意味の修正を迫られた<sup>⑨</sup>。

SPD党内では多くの落選を出した議員団多数派の発言力が弱まった。八七年十月のザンクト・ガレン党大会においてフィアエックは欠席のまま、「労働者新聞を投機的に食い物にした」として糾弾され、あらゆる党職を解任されるに至る<sup>⑩</sup>。それでも八八年一月なおフィアエックは『ミュンヘン新報』を創刊、続いて『労働者新聞』<sup>アルバイター・ゼitung</sup>、『ドイツ手工業新聞』<sup>ドイツ・メタッルクラフト・ゼitung</sup>、『改良』<sup>レフォーム</sup>など発行し労働組合運動の支持を得ようとするが、成功せず、八九年十二月全ての政治新聞を売却して運動を離れ、後にはクナイブ博士の自然治療法の普及活動に専心することになった<sup>⑪</sup>。九六年十月、外洋汽船「ビスマルク侯」号に乗ってアメリカに渡ってからのフィアエックの教唆な生涯は、本稿の枠を遙かに越えている。

しかし、フィアエックが残した『ミュンヘン新報』は合法化以後、好敵手だったフォルマーの手に移った。かつてフィアエックを「国家社会主義者」と罵倒したフォルマーが九一年「エルドラド演説」以降、国家社会主義者として改良主義に身を挺することになる。フィアエック、フォルマーと受け継がれた『ミュンヘン新報』は、バイエルン社会民主党の機関紙として第一次大戦前には購読者数三万を数える党内の有力紙となり、三三年ナチス政権掌握まで続いた。



ちなみに、SPDが鎮圧法体験から、ナチスの言論弾圧の意図を見誤ったというもつともらしい弁明があるが、鎮圧法下の新聞メディア環境の変化に適応した「新聞政党」SPDは、むしろ古いメディア環境への適合性の故に返ってワイマル期以降のメディア環境の変化に見通しを欠いたと言わなければならない。<sup>⑭</sup>

九十年一月二五日鎮圧法第五次延長は帝国議會で否決され、十月一日、十二年間に及ぶ社会主義者鎮圧法時代は幕を閉じた。すでにSPDは六十の地域新聞を傘下に擁していた。<sup>⑮</sup>合法化の三日前『社会民主主義者』最終号でエンゲルスは、「読者への告别状」をこう書き始める。『社会民主主義者』は舞台から消えなくてはならない。それは、この旨が他党に對し声明されてきたからと言う理由からだけではない。それ以上になお、変化した状況の下で『社会民主主義者』が、別の使命と別の執筆者と別の読者範囲をもつ、別物になることは必然的でさえあるからである。そして、これほど特定の歴史的角色を果たした新聞、その各欄に、そして、そこにのみドイツの労働者党の生い立ちの極めて重要な十二年間を映し出すことを特色とする新聞——こういう新聞は変身することが出来ないし、また変身してはならないのだ。従来通りに存続するか、存在をやめるかのどちらかである。<sup>⑯</sup>エンゲルスの『社会民主主義者』評価にここでは敢えて異議を唱えないでおく。続く文章でエンゲルスは『社会民主主義者』を「党がかつて持った新聞の中でも、最良のものであった」と称えている。それについても良しとしよう。しかし、それは「啓蒙のメディア」の進化の果ての最後の絶滅種として、絶後の最良であった。ここでエンゲルスが「変化した状況」に鎮圧法失効を見据えているのは、当事者の視線として至極当然である。しかしメディア環境の変化に留意すれば、既に八三年に、遅くとも八七年に「変化した状況」が語られて良かったはずだ。それなくして「従来通りに存続するか」という前者の選択枝は党が大衆政治状況に適合的であろうとする限り、修辭的な意味しか待たない。マルクス・エンゲルスを通して連なる四八年『新ライン新聞』から『社会民主主義者』までの機関紙観が「存在をやめる」ことが、「宣伝のメディア」への脱皮には不可欠であった。

議員団穩健派のP・ジンガー、W・ブロスにより『ベルリン人民報』が創刊された八四年、ベールは、『ベルリン人

民報』が全く存在しないなら、それはそれで好ましかろう。その影響は有益どころか、有害である。」とさえ書いている。今やその合法地域紙が、新たな中央機関紙『前進』と改称され、そこに編集長W・リープクネヒトが迎えられた。

総括すれば、以下の如く言えよう。SPDが新聞活動の重点を中央機関紙から地域新聞に移さざるをえなかった鎮圧法の特長が、第一章で見たメディア環境の革新と重なることで、SPDに社会主義大衆紙を作らせる絶好の土台を提供した。グラフ⑧に示したマトリックスを使えば、フィエック系新聞や『ベルリン人民報』の如く第四象限の「非マルクス主義的地域新聞」で採用された「総合広告新聞」の革新が、『バイエルン人民の声』など第三象限での大衆的「マルクス主義的地域新聞」の可能性を生みだし、鎮圧法廃案とともに、第二象限の『社会民主主義者』を吸収して、座標原点に新しい『前進』を生み出した。しかし、その後のSPDの機関紙大衆化は中央機関紙とベルリン地域紙の二機能の折衷的機関紙『前進』でなく、第三象限の『ライプツヒヒ人民新聞』によって切り開かれた。

その後のSPD新聞の発展のあらましは、それと競合した「総合広告新聞」の発展からも想像できる。地域新聞である「総合広告新聞」は全国紙化の道を辿らず、系列紙のコンツェルンとして発展していった。<sup>⑩</sup>だが、合法化以降のSPD新聞の大衆化が抱えた問題点については、稿を改めて論じたい。

冒頭で取り上げたライプツヒヒ『前進』最終号は鎮圧法により発禁処分を受けた印刷物のリストを載せている。その最初にL・ヤコービの詩集『光あれ』<sup>⑪</sup>がくるのを、歴史のイロニーと眺める余裕を、もちろん当時の読者は持たない。だが、鎮圧法廃案後、栄あるベルリン『前進』創刊号のトップを、同じヤコービの「自由」と題する詩<sup>⑫</sup>が飾ったことは、書き留めて置きたい。

「自由！ 其は辛苦なしに獲られず、麗しき妻を手にするが如し。唯、戦いて突き進むのみ、かの美味し享樂に。唯、告げよ。我知る、其は務め、他に道なし。」

- ① “BV”, Nr. 33, 9. 5. 1886.
- ② Stern, *op. cit.*, S. 201 f.
- ③ Jansen, *op. cit.*, S. 34.
- ④ Heß, *op. cit.*, S. 32.
- ⑤ Mayer, *op. cit.*, S. 26.
- ⑥ Heß, *op. cit.*, S. 32.
- ⑦ Fricke, *Handbuch*, S. 527.
- ⑧ Mehring, *op. cit.*, S. 637-643. 邦訳四九三―四九七頁。
- ⑨ Wetzel, *op. cit.*, S. 276 f.
- ⑩ *Prot. St. Gallen 1887*, S. 47 f.
- ⑪ Heß, *op. cit.*, S. 35-38.
- ⑫ 鍋谷郁太郎「ドイツ社会民主党に於ける国家社会主義論争」; Georg von Vollmar 「ドイツの問題提起をめぐる」『西洋史学』第一三四号
- (一九八三) 参照。
- ⑬ 西尾孝明「社会主義者鎮圧法の制定過程」三三九頁参照。
- ⑭ 「宣伝政党」SPDの変質とその意味については、取りあえず、前掲拙稿参照。
- ⑮ *Prot. Halle 1890*, S. 35.
- ⑯ “*Sozialdemokrat*”, Nr. 39, 27. 9. 1890.
- ⑰ Eberndt.
- ⑱ ヴーベルの八四年十一月十四日付アウター宛手紙。Saerbeck, *op. cit.*, S. 125.
- ⑲ K. Kosyk, *Deutsche Presse im 19. Jahrhundert*, S. 290-296.
- ⑳ “*Vorwärts*”, Nr. 127, 27. 10. 1878.
- ㉑ “*Vorwärts*”, Nr. 1, 1. 1. 1891.

「一九八九年度文部省科学研究補助金（奨励研究(A) による研究成果の一部）」  
 (日本学術振興会特別研究員)

## Die Medienumgebung unter dem Sozialistengesetz und die Entstehung der Sozialistischen Massenorgane

SATO Takumi

Unter dem 1878 von Bismarck eingeführten Sozialistengesetz wurden insgesamt 155 periodische und etwa 1200 nicht periodisch erscheinende sozialdemokratische Druckerzeugnisse verboten. Zwar war das Gesetz als "Ausnahmegesetz" gegen die Pressefreiheit gedacht, aber aus diesen Repressionsmaßnahmen ergab sich zwangsläufig auch eine Integration der Presse in das System der "propagandistischen Partei". Bis zum Fall des Gesetzes konnte die SPD etwa 60 Parteiorgane mit zunehmender Abonnentenzahl aufbauen.

Diese Paradoxie stammte aus der Verbreitung der legal von Parteifunktionären herausgegebenen "farblosen" Lokalblätter, die dem im Ausland gedruckten illegalen Zentralorgan Konkurrenz machten.

In diesem Aufsatz wird die Beziehung zwischen Zentralorgan und Lokalblättern durch die vergleichende Betrachtung zweier Propagandisten, Georg von Vollmar und Louis Viereck, untersucht. Aus der Analyse der von Vollmar herausgegebenen "Bayerische Volksstimme" (1886) läßt sich schließen, daß die Strukturveränderung des Parteiorgans unter dem Sozialistengesetz als ein Entwicklungsprozeß von einem "Aufklärungsmedium" zur einem "Propagandamedium" zu verstehen ist.